

平成24年度第2回 市民参加制度審査会 会議録

平成24年7月24日（火）

14時00分 ～ 19時00分

市民交流センター第2会議室

出席者 平井 竜一市長 山岸 秀雄会長 秋谷 勝三副会長 出石 稔委員
玄 里奈委員 今井 佑一委員

事務局 森本市民協働部担当部長 福本市民協働課長 須田市民協働課副主幹
志和市民協働課主事 市民協働課 非常勤事務嘱託員 大山

【福本課長】 今回の審査会は委員が新しく加わった方、あと前回からの方も、新たにまた再任ということで、新しい任期が始まるものです。ですので、お手元に配りました次第に沿って、御審議等、御審査等をいただく前に、そういった関係での手続がございます。委員に対する委嘱、そして会長・副会長の選出といったことを最初に事務局の進行により行わせていただきます。

では、委員の委嘱を最初に行いたいと思います。

（委嘱状交付）

【平井市長】 皆さん、こんにちは。ただいまこの市民参加制度審査会の委員の委嘱をさせていただきました。本年度、そして来年度、2年間、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

この市民参加制度審査会、市民参加条例ができてから、制度の運用についてさまざまなチェックあるいは評価、そして御提言をいただいてまいりました。逗子市の市民参加は歴史的にはかなり長い間、さまざまな形で進展してまいりました。そういった中でこの条例ができて、行政の中でも市民参加の手続をしっかりと踏むということは、当たり前の文化になってきているというふうには思っております。ただ、一方で、昨年度の取り組みについて、委員の皆様からは厳しい御指摘をいただくなど、よりこの参加制度を深化させていくための日々不断の研究といたしますか、課題をしっかりと克服して、さらなる深化を遂げていかなければいけないなということを改めて自覚をいたしました。

本当に行政の多岐にわたる事務に対して、何をどこまで、どのような形で市民の参加・参画を担保するかということは、本当に難しい課題ではありますけれども、ぜひ今、さまざまな課題を委員の皆様にもしっかりと検視をいただいて、じゃあ逗子市の市民参加はこれからどうあれば、さらに市民の自治、参加、それをしっかりと担保する制度に、より発展していくかということ、ぜひ建設的な御意見をいただければというふうに思っております。

この市民参加制度審査会という、審査会の位置づけのある市民参加条例というのは、恐らくあまり全国的にはないのではないかなと思います。ちょっと全国をつぶさに知っているわけではありませんけれども、その意味では逗子の独自性であり、よりこの制度を担保する、しっかりとした仕組みが機能しているということは、本当に誇らしく思っていますし、その担い手として委員の皆さんが日ごろのさまざまな経験、あるいは学識、それぞれを生かしていただいて、ぜひよりよいものにしていただきますようお願い申し上げまして、私のごあいさつといたします。どうぞ2年間、よろしく願いいたします。

【福本課長】 ありがとうございます。

(市長退席)

では、引き続きまして、会長及び副会長の選出を行いたいと思います。条例の施行規則第7条によりまして、委員の中で互選するといったことになっております。5名の方の中からどなたか、会長お1人、副会長といったことでお願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

【出石委員】 副会長の互選ですか。

【福本課長】 副会長も互選です。

【出石委員】 すみません、口火を切って申しわけないんですが、前回から引き続き委員をやっている、私、出石と申します。慣例だと思うんですけども、会長が学識経験者、副会長が公募市民ですね、そういう形でこれまでずっとやってきたと思うんですね。そうしますと、会長としては前任の会長が長く務められた会長が退任されましたので、私か山岸先生になるかと思うんですが、1点、私、実は逗子市の総合計画審議会の会長もしているんです。これで全般にわたる総合計画の会長なものですから、やはり私が会長を務めるのはちょっと支障があるのではないかなと。2つ持つということは、非常に問題とは言わないんですけども、あるのではないかなと思うんです。それで、初めてで大変恐縮なんですけども、私としては山岸先生をお願いできるとありがたいなと思うんですけども。よろしく願いいたします。

副会長は、逆に市民委員の方からどなたか出ていただくと、どうでしょうかね。

【福本課長】 今、出石委員から、そういったような御発言がありました。申し訳ありません。

私が進行を1つ飛ばしてしまいまして、自己紹介をお願いしてよろしいですか。前後してしまいましたが、やはりこれは大事なことだと思いますので。今の出石先生の発言は発言として受けとめさせていただきます、まず出石先生から簡単によろしいでしょうか。

【出石委員】 順序が逆になりましたが、私、関東学院大学法学部で教員を務めております出石と申します。専門は地方自治です。今、ちょっと先走って申しましたが、この委員会、審査会、2期4年やりました。もう1期、3期まではやる必要があったかなと思ひまして、もう1期務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【今井委員】 私、逗子の桜山の8丁目に住んでおります今井と申します。今まで、自分みずからが市民参加して、実は逗子のほととぎす隊というものの会長をやったり、それから楽習塾で理事をやったりしてまいりました。今回は逆に、市民参加をむしろ側面から盛り上げて御支援するような形のことかなと思ひて市民委員に応募させていただきました。心がけたいこととしては、口幅ったいんですけど、やっぱりこういう制度、さっきも市長からもございましたように、全国でも有数の制度だそうでございます。したがって、こういう制度というのは、とかく形骸化することがかなり見られますので、私は形骸化を何とか防いでいくというような意味で、何とか心がけていきたいというふうを考えております。73歳で、あともう先短いんですけど、その命を、最後の灯を燃やして、ひとつ一生懸命やらせていただきたいと思ひます。任務を全うしたいと思ひますので、よろしくどうぞお願ひいたします。

【玄委員】 玄と申します。新宿に住んでおまして、たまたま育休期間中にちょっと市民委員を実際にやったときに、ちょっとおやと思ひることがありまして、それですっと引っかかっていた。今回このような募集がありましたので、実際に市民委員というのが募集されるだけではなくて、やはり何回もお話に出てきていますけれども、きちんと参加して、それが何かきちんとした形で反映されることが重要だと思ひて参加することを希望いたしました。よろしくお願ひいたします。

【秋谷委員】 桜山に住みます秋谷と申します。実は引っ越してきて8年なんですけど、うちと、前の勤めではヨーロッパの2つのブランドを日本に定着させたのが自分の仕事のキャリアで、どちらかという専門はブランディング、マーケティングでございます。できれば、逗子を一つのポジショニングのブランディングを少しでもお役に立てばと思ひたり、また新しく移住してきた市民の目で、市政というものがどうなっているのか、ちょっと興味があったものですから、応募させていただきました。どうぞよろしくお願ひします。

【山岸委員】 山岸秀雄と申します。よろしくお願ひします。私はどっちが本業かよくわから

ないんですが、どっちかというとは本業のほうはNPOサポートセンターの全国会議の理事長をしております。日本に四半世紀前ぐらいにNPO制度をアメリカから持ってきて、運動を始めました。日本最初の中間支援組織を銀座につくって、それから全国化していったところで、まだ理事長をしております。もう一つは、そういうNPO関係の専門家ということで大学に招かれて、法政大学の大学院と法学部の教授をしております。といっても、本来の深い研究者というのではなくて、昔は電電公社、NTTにいたり、会社を2つぐらい起こしたり、そういうことをしてきましたので、産官学民、みんな職業としてやっております。NPOの活動を日本に持ってきたというのは、市民というのは、行政、企業に次ぐ第三セクターとして、社会問題を説いていき、社会変革の担い手だと思っています。その社会システムの変革のために、市民参加が絶対に必要だと思って、大学卒業後からずっと携わってきました。この自治の問題は専門ではないので、全く門外漢で、学部のほうにはそういう専門家がたくさんいるんですけども、私自身はそれ何だろうなというようなことで、大変心もとないんです。今、今井さんがおっしゃったほととぎす隊や、逗子市民の会の理事もやっていたんですけども、あまりにもちょっと忙しくて、無責任になるということで、全部おりて、今は葉山と逗子にまたがる二子山、葉山の森といっていますけれども、200万坪の山を守るほうの理事長一本に絞っています。あとは国のいろいろな審議会、文科省や何か全部おろまして、それに集中しようとしているうちに、だんだんふえてきてしまって、また今回もお引き受けするということになりました。また今井さんあたりに怒られそうで、やめたのにまた声がかかると出てくるのか、はい、そうですという感じなんです。できる限り、私も引っ越して7年ぐらいなんですけれども、逗子を愛する気持ちは変わりません。皆さんとも変わらないと思っていますので、ぜひここに集中していろいろな仕事をしたいと思っていますので、よろしくお願いします。

【福本課長】 ありがとうございます。それでは事務局のほうも、名前だけですが、自己紹介をします。

【森本担当部長】 市民協働部の担当部長をしています森本です。よろしくお願いいたします。

【福本課長】 市民協働課の課長、福本です。よろしくお願いいたします。

【須田副主幹】 同じく、市民協働課の係長の須田と申します。よろしくお願いいたします。

【志和主事】 市民協働課の市民参加制度審査会を担当しております志和です。よろしくお願いいたします。

【大山非常勤事務嘱託員】 非常勤で働いております大山と申します。よろしくお願いいたします。

【福本課長】 ありがとうございます。では、会長及び副会長の選出に移りたいと思います。

先ほど出石先生のほうから御発言いただきましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

山岸先生のほうは。

【山岸委員】 それでは、受けさせていただきます。右も左も、まさにわからないんですけれども。

【福本課長】 ありがとうございます。では、続きまして副会長ということですが、どなたか、いかがでしょうか。

【今井委員】 私からよろしいですか、ちょっと発言させていただきます。今回もこの委員の名簿を拝見しまして、それから名簿をつくるときのいきさつみたいなことも、ここに書いてございますね。確かに初めての方は、ちょっと読んだだけでは、なかなかわからないところもあるし、やっぱり経験者の方にそういう形のことは引き受けていただいて、御指導していただくということが、初めてのものとしてはいいのかなと思います。もともとここで、たまたま秋谷さんが前からの経験者ということでやっておられるということなので、秋谷さんをお願いするようにしたらどうかと思うんですけど、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

秋谷さん、お引き受けいただけるなら、ひとつよろしくどうぞお願いいたします。

【福本課長】 ありがとうございます。では、ただいま会長に山岸委員、副会長に秋谷委員ということで決定いたしました。では、ここからいよいよ審査会の本題に入りますので、会長・副会長の席を移動していただきたいと思います。

(会長、副会長 着席)

事務局のほうから、あらかじめ次第のもう少し細かい点について確認いたします。お配りしました次第の3番、4番、5番が審査等ですね。タイムスケジュールがついているんですが、一つの目安として進行いただけたらなと思うところです。次第のほうでは3番、4番、5番、審査、評価、実施しなかった事項の評価と、3つに分かれているんですが、順番は実は3、4、5が混ざって出てきます。というのが、各所管で複数の該当する案件があったりですとか、あるいはいろいろな所管の都合がありまして、この順番に並んでおりません。ですので、審査した後、次に次、評価というように出てくることもありますので、委員の皆様も御注意をして審議等をお願いをしたいと思います。それが終わりました後に、事務局のほうからいくつかの御報告、御説明のほうを準備しているところです。終わりの時間が6時ごろを目安に考えているんですが、なるべく早く進めていただければ幸いです。

では、ここからの進行を会長のほうにお渡しします。よろしくお願いいたします。

【山岸会長】 それでは、委員長を仰せつかりましたが、まさに右も左もわからないというところで、先日事務局のほうから一通りの説明を受けました。しかし、逗子に住んでまだ年数が浅いということと、地元でこういう問題についてやるということの経験が浅いものですから、それから私ごとなんです、きょう私が勤務している法政大学の大学院の最後の授業がありまして、どうしてもここを4時半ぐらいに出なくちゃいけない状況がありまして、申しわけないんですが、副会長の秋谷さんに後ほど進行をお願いして、次回から私がやるようにしたいと思いますので、ちょっと変則的ですけども、お願いできますでしょうか。すみません。

【秋谷副会長】 ここで開会いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

では、案件の第1からお願いします。

【須藤福祉部次長（国保健康課長事務取扱）】 国保健康課の所管であります（仮称）逗子市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の制定に向けての内容を説明させていただきます。

まず、本条例を制定する理由といたしましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を諮るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第二次の一括法の成立によりまして、水道法の一部が改正され、専用水道及び簡易専用水道に係る権限が県から市に移譲されることとなりました。これに伴いまして、引用に供する井戸等、及び水道法等の規制対象とならない水道の衛生対策についても、すべての市が実施することが望ましいとする結果が出まして、小規模水道及び小規模受水槽水道につきましても、県から市に移譲されることになりまして、これらを規制する条例を今回制定するものでございます。

条例の対象といたしましては、例えば宿舍、社宅、それから療養所などにおいて、井戸などの地下水、または川からの流水などの表流水の水道で、居住人口が100人以下のマンションなどの居住者の水の供給を対象とする小規模水道、それから県や市などから供給される水だけを水源として、屋上などの高い場所に設けた受水槽のうち、10立方メートル以下の場合の小規模受水槽水道、この2つが対象となります。

次に、市民参加の方法等を含むスケジュールです。条例審査会は今月の20日に終えております。今月の末には罰則等の関係から、横浜地方検察庁と事前協議を行いまして、8月の下旬には説明会、それから9月3日から10月2日にかけてパブリックコメントを行う予定です。また、関係する事業者の組合組織である逗子・葉山管工事協同組合にも10月ごろに説明に行きたいと考えてございます。その後、これらの方からの意見というものをいただいた場合は、いま一度

条例審査会のほうに諮った上、12月の第4回定例会に提案したいと考えています。簡単ですが、これで説明を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

【秋谷副会長】 何か御質問とかございますか。

【今井委員】 私も初めて出たので、これ、市民協働課の方に聞かなければいけないのかもしれないですけども、添付資料についてはどの程度事前いただけるものなののでしょうか。

【福本課長】 市民参加制度、市民参加条例の手續上、判断できる最小限の情報にとどめたいというふうに考えております。なぜかといいますと、資料が多いと委員の皆さんがかえって大変であるということと、あと何を審査するのかというのがぼけてしまうということが考えられるというのと、あともう一つ、環境に優しい行政運営ということで、なるべく紙を減らすということを旨として行っているということがあります。

ただ、結果的に委員の皆さんの受けとめ方、受け取り方がやっぱり個人的に違ってしまうというのがありますので、こちらもなるべく足りないものについては催促しているところです。次回以降気をつけながらやりますので、よろしくお願いしますと思います。

【今井委員】 わかりました。

【出石委員】 若干フォローしますと、この審査会は中身の議論をするところではありません。例えば今回でも、条例の中身がどうこうじゃなくて、この条例が市民参加手続を必要とするかどうかについて議論をし、さらには、その手続が適正かというのを審査、あるいは評価することになります。

【今井委員】 市民参加条例自体が適正に行われているかどうかという判断に必要な程度の資料でいいと思いますが、ただ、どんなことが行われているのかについては知っておきたいと思います。パブリックコメントをこれだけやるよ、というだけでは、ちょっと物足りないという点があったもので、最低限で結構ですから、資料の添付をお願いします。それから、重要事項と思われることについては、資料が多く出ているところとあまり出てないところとがある。その辺のばらつきあるところが問題だと、私は感じました。今後の問題として、お考えいただきたい。せっかくある市民参加制度が形骸化するというのが一番良くないと思うので、よろしくお願いします。

【秋谷副会長】 ほかにございませんか。

【出石委員】 これはいわゆる地域主権一括法で権限移譲になったわけですが、3年間か何か、有期なんのでしょうか。施行日と、それからつくるまでの間は県条例が適用になっているんだろうと思うので廃止された県条例について、日程的な確認ができますでしょうか。

【須藤福祉部次長（国保健康課長事務取扱）】 一応、3月31日までは県の管轄になりまして、4月1日施行です。その手順については、4月1日をもったときから、もう既に受付からは市の規定に伴う、ただし、3月31日までについては、県のものを引きずるという形です。そのままそれを受けて、4月1日から施行するという手順になります。

【秋谷副会長】 会長、よろしいですか。はい、ありがとうございます。

【須藤福祉部次長（国保健康課長事務取扱）】 どうもありがとうございました。

【秋谷副会長】 それでは、第2案件の環境管理課の歩行者と自転車を優先するまちづくり推進計画について、よろしくをお願いします。

【森川環境都市部次長（環境管理課長事務取扱）】 環境管理課です。よろしくお願ひいたします。

【米山環境管理課副主幹】 それでは、お手元の調査書に従って説明させていただきます。総合計画実施計画における名称としましては、歩行者と自転車を優先するまちづくり推進事業ということになっております。対象事項としましては、仮称・歩行者と自転車を優先するまちづくり推進計画というものになっております。

この事業の概要ですが、まちづくり基本計画で目指すまちの一つとして、この事業が位置づけられておりまして、さらにその実現に当たりまして、総合計画実施計画の中で平成25年度を目途にこの推進する計画を定めることとしております。これに定めるに当たりまして、市民参加という方法を取り入れるというところで、一つがパブリックコメント、そしてもう一つがワークショップです。ワークショップにつきましては、現在、既に進行しているところではありますが、ほととぎす隊の交通部会、それから歩行者と自転車のまちを考える会、逗子市の交通安全協会、逗子市環境会議二酸化炭素削減部会、こちらの方々とともにこの計画づくりを進めている状況です。まだ始まったばかりですので、具体的な内容等につきましてはまだ本当に入り口の段階ですので、今申し上げることがまだできませんが、行く行くはその素案ができた段階、来年の年末近くにパブリックコメントを行う予定でおります。以上です。

【秋谷副会長】 ありがとうございました。何か委員の方で御質問ございますか。

【玄委員】 よろしいですか。この市民というのは、どのような形で決められるのでしょうか。公募という形をとるんですか。

【米山環境管理課副主幹】 現状としましては、まちづくり基本計画で、30年後のまちづくりを進めているというものがありまして、この進捗管理をしているほととぎす隊、プラス関連する団体という形をお願いをしているところです。

【今井委員】 ほととぎす隊も含めた関係市民団体とのワークショップということになっているけど、うまく進みそうですか。私、今、ほととぎす隊の隊長として、お伺いしたい。難しいところだと思いますが、一番苦勞されているところはこういったところでしょうか。

【米山環境管理課副主幹】 今実際に5月の末に一度開いていまして、そのときにはこれまでの経緯から全部整理をした段階で、みんな同じ方向に向かっていきましょうという形で一旦整理をさせていただいておりますので、今のところは順調にきています。来週もやる予定でおります。今のところ特に何かトラブルはないですね。

【今井委員】 わかりました。ここの箇所の総合計画というのは、逗子市がおやりになっている総合計画と同じと理解してよろしいのですか。

【米山環境管理課副主幹】 これは今、新しい総合計画をつくる中で、このまちづくり基本計画も含めて、全体的に計画を改編するという動きがあります。ただ、現状これは今ある計画の中の話であって、これはこれで独立して進行しています。もう少し先になりますけれども、市として総合計画を再編するというのが今の流れです。

【玄委員】 これに限ることではないんですけども、例えば公聴会とかワークショップが開かれた場合に、どのような意見が出たかとか、それをどのように反映されたかといったものを確認するところがわからなくて、市民の立場として、例えばこういうワークショップが開かれた場合に、資料として、中身で話し合われたものがついているものについてないものがあります。そうすると判断のしようがなく困ります。

【今井委員】 逆に言うと、出してほしいです。要するに今後もしパブリックコメントがあれば、内容としてはやっぱり知りたいです。市民意見としてどんな市民参加なされているのかということと、パブリックコメントが終わったところで出た問題点、それに対する市側の考え方を公表していただきたい。

【森川次長】 パブコメの公表ということでよろしいですか。

【出石委員】 少し、フォローしますと、おっしゃるとおりでいいと思います。例えば今回で言えば、5月29日に行われたワークショップの内容もここに出してもらいたいという意味ではいいと思うんですね。そのとおりで、できるだけやってもらいたい。むしろポイントなのは、パブリックコメントの結果というのは審査ではなくて評価であるということです。今やっていることというのは、本年度以降やる市民参加をどのように行うかということが提出されて、我々がこれを審査しているわけですね。そしてもう1個、平成23年度に行った市民参加の結果の評価を我々はやるわけです。そこにはパブリックコメントやって、何件意見があってどうだ

ったというのが出てくるわけです。これがごちゃごちゃなんです。本当は項目ごとにちゃんとやらなければおかしいと思うね。これは指摘しておきます。きょうはこれでいいけど。どっちの都合でやっているの言いたい。役所の都合で順番をごちゃごちゃにしているんでしょう。

【今井委員】 審査事項だけは、先に審査なら審査だけやって、先生おっしゃるように評価は評価でやるということですよね。解釈すれば、そのほうがやりいいけどね。

【福本課長】 確かに役所の都合もあるんですが、限られた時間の中でくみ上げるのに、どうしてもやはりこういったことが必要になってしまっているということがございます。これまでもやはりこういった形で任意的にお願いしてきたところです。

【出石委員】 そうでしたか。

【福本課長】 はい。基本的には分かれてやっていますが、それでもやはり途中に入ったりというのはございました。

【出石委員】 その程度だったら構わないけど、今回はほとんどまぜこぜだよ。何でそれが効率というか、時間の都合なのか分からない。きょう第1回ですよ。5人のうち3人メンバーが変わっているんですよ。各委員はわかって議論できるかどうか、僕は非常に疑問です。そもそも、先ほど今井委員と玄委員が言われたけど、市民参加の実質をきちんとしていたのだったら、そういうところから直さなければ、私はいけないと思いますよ。今回は、これをあえて変えろとは言いませんけど。結構です、すみません。意見を言いました。

【秋谷副会長】 今後、事務局はよろしく申し上げます。会長、よろしいですか。ありがとうございました。

続きまして第3案件の学校教育課より逗子市学校教育総合プランについて御説明をお願いします。

【吉川学校教育課主幹】 学校教育課の吉川です。よろしく申し上げます。学校教育総合プランの改定について説明を申し上げます。

逗子市学校教育総合プランと申しますのは、逗子の教育がよって立つ土台を明確にするとともに、逗子の公立学校が取り組む方向性を示す行動プランになっております。最初のものが平成18年に策定して平成19年から平成21年まで、それから第2期のものが平成21年度に改定がなされ、平成22年度から平成24年度まで、今年度が最後の年となっております。第3期に向けて、平成24年度2回目の改定に取り組んでいるところです。改定に取り組むに当たりまして、まず5月1日施行の形で逗子市学校教育総合プラン改定検討懇話会の運営に関する要綱を定めました。この要綱に従いまして、改定検討懇話会を立ち上げております。それがお手元にあります

資料の懇話会参加者一覧です。まず、市民代表がお2人いらっしゃいます。今やはり学校教育、実際に運営していく中で、保護者、市民、地域住民の方々の意見を取り入れないことには進んでいけないということになっておりますので、市民の方に2人、公募で入っていただきました。あとは校長会の代表、教頭会の代表、教員から年代別に2人ずつ代表を出して、教育委員会のものが入っております。専門家のアドバイスが必要になりますので、横浜国立大学教授の高木先生にアドバイザーをお願いしております。この懇話会のメンバーで、もう1枚の添付資料にある、年間計画に従って進めてまいります。きょうちょうど午前中に第2回改定検討委員会を開いたところで、第1次原稿が上がりました。そこで改定のいろいろな意見が出されたので、もう一度原稿を見直して、第2次原稿を秋に向けて作成していきます。11月中にこの原稿をまとめて、12月の間にパブリックコメントを行います。そして今年度中には策定し、平成25年度からのプランとしたいと思っております。よろしくお願いいたします。以上です。

【秋谷副会長】 御質問はいかがですか。よろしいですか。ありがとうございました。

【吉川学校教育課主幹】 ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

【秋谷副会長】 続きまして都市整備課より逗子市道路占用料条例の一部改正について、よろしくお願いいたします。

【鈴木都市整備課長】 都市整備課の鈴木と申します。

【飯山都市整備課副主幹】 飯山です。

【森都市整備課主事】 同じく、森と申します。よろしくお願いいたします。

【飯山都市整備課副主幹】 それでは、逗子市道路占用料条例の一部改正について御説明させていただきます。事業概要ですが、道路占用料について、前回の改正が平成11年で、以降、地価の下落等諸条件の変更を反映させた適正な額とするため、条例を改正するものでございます。市民の参加方法といたしましては、パブリックコメント、それと道路占用事業者に対するアンケート、この2つを選択しております。選択した理由でございますが、道路占用料の改定について、市民の意見を広く求め、条例制定の参考にするもので、アンケート及びパブリックコメントをより効果的にするものでございます。以上です。

【秋谷副会長】 今の案件に関して何か御質問ございますか。

【今井委員】 アンケートの対象者というのは、どういう人たちですか。

【鈴木都市整備課長】 まず、事業者としましては、代表的なのは東京電力、東京ガス、NTT、一般市民の方も少数でありますがおられます。

【今井委員】 要するに道路を使用する、占用する方たちにアンケートを実施するということ

ですね。

【森都市整備課主事】 現在、道路を占有している方を対象とします。一般の方というのも、基本的に橋梁とか、家に入るために河川に橋をつくるなどということがない限り、占有することがないので、基本的には、現在占有している方を中心にアンケートをとります。あとは幅広く市民の方ということで、パブリックコメントを実施させていただければと思っております。

【今井委員】 これは要するに値段を上げるということですか。

【森都市整備課主事】 上げるものもありますし、下がるものもあります。

【鈴木都市整備課長】 おおむね、試算した結果は、全体的に地価の下落等がございますから、下がる方向性があるようです。

【今井委員】 そういうものが反映されるということなんですね。

【山岸会長】 アンケート対象者のうち、市民の比率というのは、どのくらいなんですか。

【森都市整備課主事】 大体で100世帯あるかどうかですね。すみません、ちょっと数字までは覚えてないですけど、1,000とか2,000という数字ではないです。

【山岸会長】 これは、道路占有料に関してであって、自分の土地を提供するわけじゃないわけですね。

【森都市整備課主事】 提供するわけではなくて、あくまで道路に、本当に個人的なものを、例えば橋、通路橋だったりですね、普通の水道管であれば、水道局さんのほうがお持ちなんですけど、私有地を通ってまた道路用地を通るような特殊な水道管をお持ちの方とか特殊な下水道管をお持ちの方という形にはなります。

【山岸会長】 あと、私有地の道路なんかは、これに入るわけですか。

【森都市整備課主事】 私有地というのは「私」ということでよろしいですか。「私」についてはうちのほうでは今回対象としていません。

【山岸会長】 関与しないということですか。なるほど。

【森都市整備課主事】 あくまで逗子市道についてということですか。

【今井委員】 参考までにお聞きしたいんですけど、今のお話あったように公共事業的なところが対象者として非常に多いわけですね。今、地価の下落とかそういうことがかかわるということは当然なことだと思うんですけど、道路占有については受益者負担的な要素はかなり有ると思うのです。それは全然考慮はされないものなのではないでしょうか。

【森都市整備課主事】 基本的に受益者負担というのは、地価をもとに国がつくった金額算出方法があるので、それをもとに金額を算出しています。その算出して、要は入ってくる管、例

えばガス管なのか水道管なのかということと、あとは面積だけで計算をするような形になります。

【今井委員】 これは占用料ということだけですね。いわゆる占用全体についての条例改正じゃないわけですね。

【森都市整備課主事】 あくまで今現在あるものの料金を改定するということです。

【今井委員】 わかりました。それであれば、私としては、特別意見はありません。

【秋谷副会長】 ありがとうございます。次は河川下水道課、よろしくお願いします。

【鳴海河川下水道課長】 よろしく申し上げます。公共下水道の構造の技術基準について、政令の基準を参酌して条例で定めることとされた、それを市民参加の対象とするか否かの問題ということなのですが、このルールといたしましては、私が申すまでもなく、市民参加条例の第7条による市民参加の対象の判断となろうかと思えます。これについて、所管として、第1項1号から5号の対象となる事項には該当しないと判断いたしました。

次に、第2項の対象事項としないもののうち、第2号に該当するか判断いたしました。これは実施基準が法令に規定されているものということでございます。ただし、実施基準が参酌基準であるため、各行政に裁量の余地があることに関する検証となりました。これは何かといいますと、市民参加で得られる利益についての検討と、市民参加で失われる利益についての検討を、これらを総合的に比較衡量して最終結論を出そうというものです。

まず、市民参加で得られる利益についての検討です。このたびの参酌すべき政令等の基準を吟味、検討した結果、逗子市下水道条例の一部改正については、当該政令等の基準をそのまま条例に移行することが妥当であるとの決定をする予定です。また、この条例に加える技術基準については、極めて専門的・技術的な基準であって、さらに当初から法令で定められていた基準であることから、実質的な市民参加は認めず、市民参加の利益は低いものと想定されます。

次に、市民参加で失われる利益についての検討です。これに対して、パブコメ等の市民参加を実施する場合は、これらに伴う長期間に及ぶ人件費や事務費の支出は確実に上乘せられて、職員削減の現状での我が課の事業執行に確実に負荷を与えることから、所管として失われる利益は甚大であると言わざるを得ません。

これらを総合的に比較衡量した場合の最終結論ですが、このたびの下水道条例の一部改正については、行政への市民参加の重要性を十分考慮に入れても、市民参加で得られる利益に比較して市民参加で失われる利益のほうがより大きいため、この条例の一部改正について、所管としてパブコメ等の市民参加の対象外とすべきものと判断をするものです。ただし、河川下水道

課の継続事業として、逗子市下水道事業運営審議会を毎年2回程度開催しております。その中で、このたびの下水道条例の一部改正をあらかじめ諮問することから、逗子市内の各字、各地区の代表者を擁する当該審議会に諮ることによる市民参加は行われることを申し添えます。以上です。

【今井委員】 私は率直に言って、非常に素人には非常にわかりにくい書き方だと思います。

【今井委員】 私はやはり市民参加条例があって、審査会というものがあるならば、極力委員の皆さんにわかりやすい資料を出すべきですよ。そうしないと、せっかくある、こういう全国で有数の市民参加制度というものが形骸化しますよ。そのようなことはしないでほしいです。つまり、資料は極力わかりやすいように書くべきですよ。ここの問題だけじゃなくて、ほかにもあったら私は指摘したい。素人の方も出ているわけですから、極力わかりやすい形、資料を出すとかしてほしいというふうに私は思います。せっかくある制度なんだから、生かしましょうよ。ここは私、どうしても譲れないところだな。

【鳴海河川下水道課長】 今井さん、誤解なさないでください。我々は今、所管としての意見を表明しただけであって、この制度の決定には従います。ですから、それは先にあらかじめ御承知おきください。我々は所管としての意見を表明しただけですから、この制度に反対するものじゃないので、決定には従わざるを得ないんです。今、ちなみに今井さんが言われたことについて、あらかたのことを説明しますと、皆さんおなじみじゃない言葉だと思いますが、帯水施設及び処理施設に共通することの基準ですとか、滞水施設の構造の基準、下水道の滞水施設、処理施設の構造の基準であるとか、放流水の水質の技術上の基準、あとは終末処理場ということですが、その維持管理についての規定です。これらの専門的なことですから、資料をあらかじめ用意しなかったことについては、おわび申し上げます。よろしくをお願いします。

【今井委員】 あなた方の立場としたら、このように書かざるを得ないかもしれない。そうだったら、例えば別の資料で、素人にもわかりやすくしてほしい。私はせっかくこの制度があるんだから、わからないようなことを書いて、煙に巻いちゃおうとかいうふうなことでは、やっぱりこれは僕はいせっかくある市民参加制度、泣いちゃうと思うんですよ。

【鳴海河川下水道課長】 わかりました。

【今井委員】 それからもう一つ、こうやってせっかく河川下水道課で出ていただいたので言いたいことがあります。ここで問題にしちゃ悪いのかもしれないけど、例の新宿のため池問題がありましたよね。あのときも出たけど、市民参加、いわゆるパブリックコメントが要らないのかどうかということが問題になりましたね。あれこそ私は公共施設、ここにある市民が使用

する公共施設の設置に関する計画等のというところに当てはまるかと思うのね。僕が行政のほうにお願いしたいのは、正道を行って、そこで説明責任を果たして、市民を納得させて進めていかないと、せつかくある市民参加というものが私は泣いちゃうと思います。

【秋谷副会長】 恐れ入ります、今井さん。御意見がありましたら、挙手をお願いします。今の御意見に関して、ちょっと、申しわけありません。専門的なお立場で出石先生からいかがですか。

【出石委員】 その前に私も同じことを言いたい。これ、合議制の委員会ですから、進行はちゃんと手を挙げて、簡潔に意見をすべきだと思います。そうじゃなければ懇談会になってしまう。

【今井委員】 すみません。

【鳴海河川下水道課長】 よくわかりました。

【秋谷副会長】 専門的な立場から、御意見ををお願いします。

【出石委員】 ちょっと専門的に言いますので、もしかしたら各委員はわかりにくいかもしれません。その点、御容赦ください。まずね、この資料でいくと、どちらか教えてください。この条例改正は、7条1項各号には当たらないから市民参加は要らないという解釈じゃないの。

【鳴海河川下水道課長】 所管の解釈ですよ。

【出石委員】 だったら、それでいいんじゃないですか。つまりね、これ、自治体によって市民参加条例、違います。例えば厚木市は、条例はすべて市民参加の対象なんですよ。ところが、逗子市は全部じゃないんですね。だから、対象じゃないんだったらそれでいいです。そういうふうに説明してくれれば、いい悪いじゃなくて、条例上納得します。問題は、そうは言ってないわけでしょう。例えば一番下に、市民参加を省略し得るものと判断したと書いてあるのは、本来対象だけれども、適用を除外するということでしょう。説明も全部そうでした。一番ゆゆしき問題はね、市民参加の利益と不利益を比較衡量する、そんな権限はないですよ。逗子市は市民参加条例を持っているんだから、行政の非効率だから市民参加しないという発言は論外です。だから、私が申し上げたいのは、この5項目に当たらないから市民参加はしませんと言えないんですよ。そうじゃなくて当たるといったら、市民参加しない理由がないですよ。

【鳴海河川下水道課長】 当たらないと申し上げてますよ。

【出石委員】 だから、当たらないなら、逆に聞きたいんだけど、市民参加を省略し得ると書いたりとか、市民参加を何で行政の都合で比較衡量するんですか。そこを説明してください。

【鳴海河川下水道課長】 利益について比較衡量することはよくあることだと思ひまして、比

較考量したということです。じゃあ、私から質問してよろしいですか。これは恐らく市民参加をやるようになると、最終的に市民参加がなされたかどうかというのは、明らかになるわけです。そのとき、我々の今の予想としては、今言った条例の改正とか、この専門的な技術基準を見て、恐らく市民参加はあり得ないだろうと、そういう考えのもとに要らないという判断をしているんですね。例えば、この件について、実際にパブコメやったとして意見が何もなかったとします。ところが、我々はパブコメをするにおいて、恐らく3カ月以上、下手すると半年ぐらいの実質的な作業をしなくちゃいけないわけです。我々に限らず、今の所管の持つ人員削減の中で非常な負荷がかかるわけです。

【出石委員】 わかりました。いいです。切ります。断ります。むしろね、事務局に振りたいんですが、本当に市の職員はそうやって市民参加条例について考えているんですか。あのね、私、もう一回言いますよ。これが対象外でいいんです、私は。じゃなくてね、対象となるとしても、意見が出てこない可能性が高いから、あるいは技術的基準だから、専門的基準だから、そんなものは参加しなくていいという言い方しかとれないんですよ。全然違いますよ。

【鳴海河川下水道課長】 いいですか、ちょっと私…。

【出石委員】 ちょっと黙ってください。事務局に聞きたいです。市民参加条例というのは、そういうものじゃなくて、条例にしている、一定の要件に当たったら意見が出る出ないとかじゃなく、パブリックコメント、あるいはもう一つ市民参加の手法をとるとというのが条例で決まっていることです。決まっています、ただし適用を除外するのはわかる。でも、今言ったような話を聞くと、例えば実施基準が法令に規定されていると、もしとったとしたら、参酌基準とはそんなものじゃない。参酌基準というのは自治体が自由に基準をつくれということです。仮に一緒だとしても、それは逗子市が判断したことなんです。国の基準じゃないんですよ。わかりますか、言ってること。

【鳴海河川下水道課長】 参酌基準の中で、政令の基準を参酌して、ある程度の裁量があるよというふうに私は認識しております。

【出石委員】 だから裁量があるんでしょう。同じ基準にするときに、それは国が決めたからですか。

【鳴海河川下水道課長】 政令の基準を参酌するから。

【出石委員】 参酌して決めるのはだれですか。

【鳴海河川下水道課長】 我々です。

【出石委員】 でしょ。そのときに、決める権限があるでしょ。

【鳴海河川下水道課長】 あります。

【出石委員】 それをパブリックコメントしないというのは、どうしてですか。

【鳴海河川下水道課長】 ですから、恐らく、しても…。

【出石委員】 しても、やってもいいじゃないかというんだったら、市民参加条例違反ですよ。

【鳴海河川下水道課長】 この会議に入る前に、事務局からですね、かけなきゃだめよというふうに言われました。そのときの理由が、都市整備課の道路構造令の関係で、前回に出したところ、やっぱりかけなきゃだめよという審議結果であったから、我々もかけろと言われたんですよ。そうはいってもうちの所管としては、所管としての意見を申し述べるべきだろうからということで、あえて言っているんです。そういう前提があるんです。

【出石委員】 いいです。わかりました。道路構造令とこれ、全然違うんです。道路構造は、市民が道路を使うんですよ。例えば、今まで車線が決まっていた。だから交差点で右折レーンがつかれなかった。ところが、これがつくれるようになるんですよ。それ、市民の利益でしょ。つくらなくてもいいんですよ。つくらないということ市民にとってどうかというのを、当然市民参加するんでしょって話です。これは下水道でしょ。下水道については市が整備するんでしょ。だから最初から切ったっていいんですよ。

【鳴海河川下水道課長】 そうですか。わかりました。

【出石委員】 それでね、そこはいいの。そもそも、課長ですか、本当に市民参加条例をそういうふうに考えているんだとしたら、考え直してほしい。行政のそこで参画しないという考え方は、あり得ないんですよ。本当にそうなんですか。

【鳴海河川下水道課長】 どういうことですか、そこがちょっとよくわからないんですが。

【出石委員】 ずっと説明してる中で、市民参加をしたって意見が出ないでしょとか、あるいはすごく技術的・専門的基準だから市民意見を問うてもしょうがないでしょとか、それから参酌基準なんだから、そんなものという言い方しかとれないのね。

【鳴海河川下水道課長】 そういうことを言ってません。

【出石委員】 じゃ、どういうことですか。

【鳴海河川下水道課長】 要するに参酌基準の中を吟味した結果、恐らく政令で言っているところと、ほぼ同一で、何にも幅がぶれないだろうと。恐らくそういう専門的な、前からある基準なんです。それについては、市民も恐らく何にも言ってこないんじゃないでしょうかと。

【出石委員】 だから参加しないの。違います、それは。

【鳴海河川下水道課長】 そうですか。

【出石委員】 事務局に聞きます。それを市民参加しないって、あり得るんですか。

【福本課長】 いや、出石先生のおっしゃることが正しいと思います。

【出石委員】 ちょっとね、ちょっと何とかしないと、これ、いけないと思います。根本的に市民参加条例を勘違いしてます。この課長は。

【鳴海河川下水道課長】 それはじゃあ私の不徳のいたすところですから、勉強し直してきます。

【出石委員】 課長で権限があるんだから、それを部下に影響させちゃって、下手したら条例違反になるわけですよ。わかりますか、私の言ってること。市民参加条例を勉強してください。

【鳴海河川下水道課長】 わかりました。それは私の不徳のいたすところですから、もう一度勉強し直してきます。

【出石委員】 以上です。

【秋谷副会長】 会長、よろしいですか。

【出石委員】 だから、この結論を出していただきたいんですが、この下水道条例の一部改正は、そもそも7条1項各号に当たらないから市民参加しないということであれば、私はそれで妥当と見ます。

【秋谷副会長】 よろしいですね。

【鳴海河川下水道課長】 はい、ありがとうございました。

【秋谷副会長】 つづいて、都市整備課より河川等管理条例の一部改正についてお願いします。

【鈴木都市整備課長】 再び都市整備課、鈴木、飯山、河川下水道課の鳴海です。

【飯山都市整備課副主幹】 それでは、逗子市普通河川等管理条例の一部改正について御説明いたします。事業の概要ですが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律に係る条例委任事項である河川法を準用する準用河川にかかわる河川管理施設等の構造について、河川管理上必要とされる技術基準を政令で定める基準を参酌して市の条例で定めるものです。市民参加の対象事項としないものとした理由といたしまして、普通河川条例において、今回政令の基準を参酌して条例で定めるものとされた内容を吟味し検討したところ、条例の所管として政令の基準とほぼ同一とする方針を決定したため、市民参加を省略し得るものと判断したものです。よろしく願いいたします。

【鈴木都市整備課長】 加えてよろしいですか。なお、逗子市普通河川管理条例の一部改正について、都市整備課は条例担当課ということで、都市整備課が申し上げました。内容の河川管理施設等の構造について、中身については河川下水道課の持ち分でございますので、事前に協

議しまして、このような内容でお持ちいたしました。

【出石委員】 先ほどと全く同じフレーズです。だから、これも普通河川等管理ですから、市が管理しますから、基本的には直接市民に影響がないもので、この7条1項各号には当たらないもの、特に7条の2項の条例に当たらないということで対象外とするならば納得します。ところが、この書き方だと、先ほどの説明もそうですけれども、対象だけども、政令の基準とほぼ同じだから除外するという理由だと、これはおかしいと思います。所管から聞きたいですね。

【鳴海河川下水道課長】 先ほどの出石先生からも、私の市民参加条例のあり方について理解が違っているということは、また勉強し直しますので、それはわかりました。ただね、時間がないので、私、ちょっと所管じゃないんですけども、余計なことを言います。普通河川等管理条例がについてですが、これは、今回の法改正は準用河川という、普通河川よりレベルが一つランク上のものも、権限移譲なんですね。ですから、その辺で、これは総務部とも調整しなくちゃいけないんですが、レベルの高いものを下の条例の中に溶け込ませることができるのかどうかという問題がありますから、あるいはその一部改正じゃなくて新設にするのかという問題もありますから、そこら辺がかなり問題になってくるんじゃないかなと思います。これは本来所管で言うべきことなんでしょうが。そのうち顕在化してきますから、今のうち言っておきます。そうすると、やはりパブコメにかけなくちゃいかんということになるのではなかろうかなとも思っておりますが。

【出石委員】 もう一個教えてください。河川法に基づく準用河川管理権は、市にありますよね。それ以下の普通河川等の管理条例については、もともと河川法を適用しないで、条例に基づいて管理してますよね。今の話というのは、そこがよくわからなかったですね。

【鳴海河川下水道課長】 準用河川のあり方については、法を運用した。それ以下の逗子市普通河川とか水路については、市の条例をつくった。今回は国の方針というのは、その一部ランクが上の準用河川の条例化について、権限を移譲するということです。だから自分のところできなさいということですから、一つレベルが高いんですよ。それを下のものに溶け込ませるのは、果たしてどうかなという、そういう疑問があるものですから。

【出石委員】 これも同じなんですよ。課長、今度よく勉強してほしいんです。これはね、溶け込ませているんじゃなくて、たまたま準用河川の基準があるんだけど、市の普通河川を自分たちの基準をつくる時にこれを使っただけですよ。だから、それは条例でいいんです。いいんだけど、パブリックコメントを行うべきかどうかというのは、やはりこれは市民参加条例、

しっかり考えてほしいんですね。それが、この普通河川管理条例が市民に権利を与え、または義務を課し、もしくは市民の権利を制限する条例に当たるのかどうか。それから、市民生活に重大な影響を与える制度の導入によった改編に当たるのかどうか。それから、主に市民が使用する公共施設に当たるのかどうか、これは計画なので違うと思うんですが。当たらないんだったら、これは、市有地で市の管理、市有地というか公有地なんですかね。だとすれば、市民参加の対象に当たらないでいいですよ。逆に、道路構造令の話に戻っちゃうけど、市民にすごく影響のあるものだったら、参酌基準というのは、繰り返し述べますけれども、従来は道路構造令に市は従わなければいけなかったんです。ところが今は、道路構造令を参酌して基準をつくるというのは、一緒だとしても、市が決めているんですよ。変えてもいいんです。市か決めるんだったら、市民に影響のある道路の基準を決めるんだったら、当然市民参加でしょうっていうのが、この、2つ目の市民に権利を与え、または義務を課すという、このあたりに当たるか、あるいはその次の市民の生活に重大な影響を与えるに当たるでしょうということなんです。少しロジック的に考えたほうがいいと思います。すごく大事なことなんです。

【鳴海河川下水道課長】 ただ、出石先生、今回準用河川を入れるとすると、もしかするとタイトルも変えなくちゃいけないんじゃないかなということがありますから、そこら辺で。もしかすると、総務課が言うには新設のほうが楽じゃないかと言うんですよ。条例をつくるに当たり、その辺の問題もありますから、申し上げました。

【出石委員】 私はやっぱり普通河川は、市が管理する河川ですから、条例がどうなるかはともかくとして、市の管理分担で、これは私は対象外でいいんじゃないかと私は思います。

【鳴海河川下水道課長】 わかりました。

【秋谷副会長】 よろしいですか。ありがとうございました。

引き続きまして、課税課よりご説明をお願いします。

【福本課長】 それでは、この課税課の案件は審査、これから行う計画の審査の案件になります。

【秋谷副会長】 お願いします。

【山田課税課副主幹】 逗子市市税条例の一部改正につきましてご説明をいたします。私、課税課の山田と申します。よろしく願いいたします。

今回、逗子市市税条例の一部改正には、2つ、復興財源、過去に係る個人住民税均等割税率の特例関係及び下水道除外施設に係る固定資産税課税標準の特例関連の2つがございます。初めに、復興財源各項に係る個人住民税について説明をいたします。今回の条例改正につきまし

ては、さきに公布、施行されました東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の特例、臨時特例に関する法律によりまして、平成26年度から35年度までの間、これまで標準税率としてありましたものに対して、市民税で言いますと500円、都道府県民税で言いますと同じく500円、それぞれを加算するという改正の内容になっております。

今回この市民参加の対象事項の区分といたしましたのは、7条1項に定めております市民に権利を与え、また義務を課し、またもしくは市民の権利を制限する条例の制定及び改廃ということで、この部分で言えば新たに追加の義務を課すということと判断いたしまして、この提案、対象とさせていただいたものです。

今回のこの事業の概要につきましては、先ほどのお話のとおりでございます。実施する市民参加の方法につきましては、今回はパブリックコメント及び公聴会等、これは説明会を予定しております。説明会のスケジュールにつきましては、調査書1の表にお示しいたしましたとおり、10月1日から10月末まで、1カ月間のパブリックコメントの募集及びその月内での説明会の開催、これは1回を予定しておりますが、日時等についてはまだ未定でございます。

続きまして、実施する市民参加の方法を選択した理由、実施方針ということになりますが、現在逗子市におきまして、均等割という市税の一部でございますけれども、その納税義務者数は約2万8,700人おります。その中で、市民全体の人口から言いますと、約半数を占めるということで、法律による時限的な増税ということになりますけれども、これにつきましては広く周知を図り、なお意見を求めるための方法としまして、このパブリックコメント及び公聴会を選択したものでございます。

雑駁ではございますが、以上で説明を終わります。

【秋谷副会長】 はい。何か委員の方で御質問はありますか。

【出石委員】 これは、本来は法定化されたものですよ。

【山田課税課副主幹】 そうですね。

【出石委員】 臨時特例法ですよ。だから本当は市民参加、要らないんですよ。要らないものなんだけど、条例上もできるという規定があったと思います。積極的にやるということですね。すごくいいことだと思います。

【山田課税課副主幹】 資料としておつけいたしました逗子市市税条例の抜粋でございますが、この中には条文の一部、均等割の税率、これは市税のみの表示になっておりますけれども、この税率を今、年額3,000円としております。これは基本標準税率というものですので、全国ど

こでも同じものということになります。ただ、これに3,000円プラス新たに500円を追加するというのが一つの今回の法令改正の趣旨です。その下にありますのが、税率の軽減措置がございます。この軽減措置につきましては、今、3,000円とあるもの、一定の所得もしくは該当する事項に該当する場合に、その金額を2号で言いますと1,500円、3人以上の場合は700円ということで、ある一定条件の方については、この3,000円を軽減する措置がございます。そうしますと、この3,000円を軽減する措置に対しまして、今回標準税率として定める3,500円を新たに軽減の対象にするかというところの判断も出てまいります。改めまして、その判断につきましても今回のパブリックコメントもしくは説明会の中で御意見をいただきながら、これからの市の方針として決定していきたいというふうに考えております。

【秋谷副会長】 よろしいですか。ありがとうございました。続いて、同じく課税課のから御説明をお願いします。

【栗原課税課専任主査】 課税課資産税係、栗原です。よろしくお願いいたします。こちら、同じく逗子市の市税条例の一部改正という内容ですが、主な対象者としては、新たに下水道除外施設を設置する事業者です。事業概要につきましては、通称「我がまち特例」と言われているものなんですけれども、固定資産というものは土地・家屋・償却資産というものがあり、今回償却資産を対象としたものなんです。従来固定資産税、償却資産の軽減率というものが地方税法でずばり額が決まっていたものが、今回の平成24年度の地方税法の一部改正において、参酌基準である一定の範囲の中で、それぞれ条例で定めることができるようになったということで、この率を条例上に規定をするということになります。

実施する市民参加の方法につきましては、先ほどの復興財源と全く同じになっております。

これらを選択した理由につきましても、先ほどとほぼ同様で、だれでも参加の公聴会等を開き、広く市民の意見を反映させるということでパブリックコメントを選択したということです。以上です。

【秋谷副会長】 特に御質問は。よろしいですか。ありがとうございました。

続きまして8番のほうの案件に戻ります。

【福本課長】 8番から14番までが評価の案件です。平成23年度、前年度に行った市民参加の取り組みについての評価ということでお願いします。

【福井総務部次長（総務課長事務取扱）】 総務課の福井と申します。よろしくお願いいたします。私ども総務課のほうからは、行財政改革推進事業に係る逗子市行財政改革基本方針の策定についての経緯についての御報告をさせていただきたいと思っております。

まず、この計画につきましては、従来平成19年から平成21年まで計画を持っておりました。国の集中改革プランというものが、このときに新たなものが出てないという理由で、平成22年度1年間延長してきた中で、新たに本計画として平成23年度から平成26年度までの4年間の計画を策定するというものでございます。市民参加の対象事項の区分としては、市の基本方針、基本計画その他市政の基本的な事項を定める計画書もしくは基本方針の制定または変更に属していると考えております。

続きまして、この事業の主な対象者としては、この基本方針自体が市民サービスの維持向上と効率化を図るということから、市民の方、また、中の内容に組織力の向上ということで、組織、職員に関する部分についても記述をしておりますので、職員という形で記載をさせていただいております。

市民参加の手法につきましては、パブリックコメント、それと従来から持っております懇話会の2種類ということで実施をしたところです。まず、パブリックコメントにつきましては、平成23年7月1日から平成23年8月1日までを実施をしたところです。周知方法につきましては、「広報ずし」、市のホームページと、あと実際の紙ベースのものを閲覧場所として私ども総務課、情報公開課のほか、市の施設7カ所に閲覧場所を設けております。ただし、これについては意見の提出については1件もございませんでした。

次に、懇話会の開催として、パブリックコメントの始まる前の6月27日、パブリックコメントをいただいた後の8月25日の2回開催をしております。この懇話会、逗子市行財政改革推進懇話会につきましては、市民委員2名を含む10名の委員から構成をされているものです。

以上の結果、市長を本部長とする逗子市行財政改革推進本部の8月31日の会議をもって最終的にこの基本方針を決定したところでございます。以上です。

【秋谷副会長】 ありがとうございます。各委員の方、御質問ありますか。

【出石委員】 ちょっとそれるかもしれませんが、1点確認だけさせてください。この行財政改革推進懇話会については、附属機関にする必要はなかったのかな。議論になったところじゃないですか。これは形上、常設的な機関ですか。

【福井総務部次長（総務課長事務取扱）】 そうですね、通常、常設的にはしています。

【出石委員】 だけど、これは附属機関にはしないという判断がなされているんですね。

【福井総務部次長（総務課長事務取扱）】 はい。昨今の附属機関かどうかという判断につきましても、行わせていただいたところですが、根本的に地方自治法に定める判定を行うもの、諮問を行うもの等につきましては、附属機関として設置を変えるものだというので、その3

つだと思えますけれども、変更をさせていただきました。これについては、その範疇ではなく、諮問答申を置くという形ではなく、意見聴取をさせていただきたいというカテゴリーというふうに考えて、協議会から懇話会という名前に変更した上で、要綱設置ということが続けております。

【出石委員】 はい、わかりました。

【福井総務部次長（総務課長事務取扱）】 報酬についても、特に支払いしておりません。

【秋谷副会長】 ありがとうございます。

続きまして、スポーツ課のほうからスポーツ推進計画策定について、説明をお願いします。

【宮崎スポーツ課長】 スポーツ課、宮崎です。よろしく申し上げます。スポーツ推進計画策定事業に係るスポーツ推進計画策定につきまして御報告申し上げます。平成22年から平成23年度の2カ年で、計8回の懇話会を開き、平成24年3月に策定いたしました。パブリックコメントについて御報告いたします。平成23年12月1日から平成24年1月6日まで、意見の募集を行いまして、結果、意見提出はゼロでした。そして公聴会ですが、平成23年10月2日、市役所で開催しまして、参加員数は50人です。そのまちづくりトークにつきましての意見ですが、既存施設の有効利用ということで、アリーナを含む公共施設開館日の増加、第一運動公園の夏時間の延長、小学校の放課後時間の有効利用、逗子海岸を整備してイベントを実施する。それから既存施設の老朽化につきましては、青少年会館、沼間公民館の老朽化を何とかしてほしいという意見がありました。情報に関しましては、学校と連携した子供たちへの情報発信、広報を使ったスポーツ活動のアピール、スポーツ掲示板の有効利用などの意見がありました。その他といたしまして、医療機関と連携した大会の開催、スポーツ施設の安全対策、池子40ヘクタールの共同使用が始まる前の利用方法、第一運動公園の交通の便をよくしてほしいなどの意見がありました。これらを受けまして、今後スポーツを楽しむまち逗子懇話会につきまして、これらを検討してまいりたいと思います。以上です。

【今井委員】 こういう意見が出たというのは、それはどこへ行けばいただけるんですか。資料としてあれば、できたらこれと一緒に添付してもらおうと、本当はありがたいんですけど。

【出石委員】 確認ですけど、大体結果はホームページに載せてますよね。載せているんだったら、それをそのままここに出してもらえばいいです。そうすれば、今井委員おっしゃるとおり、こういう実績が上がっているということについて、我々ちゃんと評価もできるわけですから。

【一木スポーツ課主事補】 ホームページは議事録がずらっとつながってしまっていて、今みたい

に抜粋した状態ではないと思います。

【今井委員】 ないんだったら、なおのことそれもいただけると、ちょっとでもありがたいなというふうに思います。それはお願いですけど。事務局のほうにも、あわせて、できればそんなことをお願いしておきたい。

【出石委員】 議事録だと、確かにすごい量が。例えばこういうところにきているように、意見の概要はホームページのここに掲載とか、それを表示してもらえば、我々はわかるんですよ。

【今井委員】 そうですね。

【秋谷副会長】 よろしいですか。ありがとうございました。

続きまして子育て支援課から御説明をお願いします。

【伊藤子育て支援課係長】 子育て支援課の伊藤です。よろしくお願いいたします。私どもの課では、逗子市母子保健計画というものを平成23年度作成いたしまして、それに伴ってのパブリックコメントと懇話会を行いました。逗子市母子保健計画につきましては、平成23年度改定をしまして、平成24年度からの計画という形になっております。この計画につきましては、平成26年度までの計画となっております。というのも、もう一つ私どもの課で次世代育成支援行動計画というのをやっております、それが平成26年度に終わりとなっております。将来的には次世代育成行動計画と一本化した形での計画を将来的につくっていこうという中で、同じ終末を迎える平成26年度までの計画といたしました。策定までの前年度のスケジュールなんですけれども、第1回検討会を平成23年6月24日に行いました。その中で、平成22年度の母子保健計画の進捗状況と、これから23年度中に作成する計画の策定の方向性について説明をいたしました。第2回検討会の中で、平成23年12月22日に行いまして、事前に案を提示いたしまして、各委員より意見を伺いました。

それに基づきまして、パブリックコメントを平成24年1月10日から2月13日まで実施いたしました。その中で、意見としまして、パブリックコメントが2件ありました。まず1つ目として、専門的なのですが、リプロダクティブ・ヘルス/ライツという、性と生殖に関する健康権利の視点についてということで御意見をいただきまして、そこで回答としましては、母子保健手帳発行時、家族計画に関するパンフレットの全員配布や、必要時、個別相談を実施している等のお答えをさせていただきました。もう1件が、妊婦健診補助のサービスの向上についてということで、現在妊婦さんの補助事業をやっておりまして、本市では1回当たり3,000円ですけれども、その金額につきまして、毎回2,000円とか3,000円、自己負担が発生してしまうので、金額が上げられないかというような意見でしたので、ここについては予算要求時に検討させて

いただきますとお答えをさせていただきました。以上2件のパブリックコメントをいただきまして、それに基づきまして最終的には平成24年3月9日に第3回目の母子保健計画の検討会を開催いたしまして、これに基づきまして各委員の了承というのが大まかな流れでございます。説明としては以上でございます。

【秋谷副会長】 ありがとうございます。

【出石委員】 評価としては、手続については別に条例上問題ないと思うんですが、感想といましようか、分析していただきたいんですが、母子保健計画って、まさに母子にとっては関心が高いものなんですけれども、それに対してパブリックコメント2件というのは、どのようにお考えですか。

【伊藤子育て支援課係長】 現場サイドとして、多分出ないのかなというふうに思ったんですけれども、2件出たことについては非常に驚きを持っております。

【出石委員】 それは専門的な計画だからということですか。専門というか、要するに母子保健とかというと、やっぱり私はそれこそ玄委員なんかどうなのかありますけれども、結構子育て世代にとっては重要なものだと思うんです。出ないと見込んでいたというのは、やはり行政がやっていることに対する無関心さというイメージなのかね。その辺、あまり深入りは聞かずもりのないんですが、ただ、逆に本当は意見をなるべくもらうように仕組みないと、それはちょっとまずいんじゃないかなと思うんですよね。

【伊藤子育て支援課係長】 内容的には結構数字的なものが多いものですから、その中で何%受診率を上げましようみたいなものになっているものですから、そうするとなかなか出にくいものなのかなというふうに思います。それは皆さん関心がある中で、意見が出るということは非常にありがたいことだと思います。

【今井委員】 パブリックコメントに対する意見が全体としてすごく少ない感じがするんですね。今、先生言われたように、市民の無関心というか、無関心さというのが反映されているのかもしれないけど。それは別に行政が悪いというんじゃなくて、むしろ市民に問題があるんだろうと思うんだけど、それを活発にするようなことというのは、考えないと。せっかく市民参加制度がありながら、すごく問題があるような感じがしたんですよ。一方で、すごくいっぱい出ているのもあるんですね。意見が出るように、我々も含めて考えないといけないのかなという気がしますけどね。

【出石委員】 若干市側をフォローしますと、パブリックコメントというのは、だれでも意見が言える機会なので、ゼロだったから悪いということではないと思うんですね。今まで、昔は

行政というのは意見すら聞かなかったのを、とにかくどんな意見でも聞きますよという受け皿ができてきているというのは、すごく大事なことで、それから逗子市のこの市民参加条例は、出てこない場合も多いので、加えてもう一つ参加制度を持ってですね、公聴会だとかワークショップだとか、もう一つ入れるというやり方でやっている。この条例、非常に意義があるんですね。ただ、やはり関心が高いものは意見が出るんですね。まちづくり基本計画とかね、出るんです。ところが、例えば、きょうはないと思いますが、火災予防条例の改正だとか、まずゼロですね。それはしょうがない。ただ、私は制度があることは大事であって、とはいっても、やっぱりいろんな形でアピールして意見をもらう算段をとるのは、やっぱり大事なんですよ。

【秋谷副会長】 よろしいですか。ありがとうございました。

続きまして保育課のほうから説明をお願いします。

【杉山保育課長】 よろしく申し上げます。保育課長の杉山でございます。

【小川保育係長】 同じく、保育係長の小川です。よろしくご用意いたします。

【杉山保育課長】 それでは、保育課所管の逗子市放課後児童クラブ条例の検討等について、簡単に御説明いたします。

お手元の調査書にもありますとおり、こちらは私ども総合計画実施計画における放課後児童クラブ事業において、逗子市において放課後児童クラブを公の施設として整備し、設置及び管理するに当たり、条例制定の必要があったため、その検討を行ったものでございます。

市民参加の手法といたしましては、公募による市民2名を含め、各市内5カ所の放課後児童クラブの保護者会の推薦等をいただいた検討会のメンバーを募集いたしまして、（仮称）逗子市放課後児童クラブ条例等検討会を8月から10月にかけて4回開催、その中で条例案、規則案を御審議していただいて、修正等を行った上で、その間の9月1日から9月30日におきまして、市のホームページあるいは閲覧等の手法を用いまして、パブリックコメントも同時に行ったものでございます。パブリックコメントにつきましては、ホームページにアップしました結果等もお手元に配付されていると思いますが、意見提出者4人、合計の意見数7件ということで、ただ、条例そのものについての意見はそのうちの1件で、残りの6件につきましては放課後児童クラブ事業、古くは学童保育事業に対する市民の方の思いについて意見が寄せられたものと私どもは認識しております。それを受けまして、行政あるいは法制執務担当で審査をいただいた上で、平成23年11月の第4回市議会定例会に条例案を提出、12月に可決ということで、平成23年12月27日に条例公布、本年平成24年4月1日から施行というような運びになっております。

市民参加の流れについては、ちょっと雑駁な説明ですが、以上のとおりとなっております。

よろしくお願いいたします。

【秋谷副会長】 ありがとうございます。

【今井委員】 私は今の報告は、公聴会のまとめ、パブリックコメントのまとめなんか含めて、すごくよくしていただいているなと思いました。実はこんなような形で、ほかの市民参加もやっていただけたらいいかなというふうに思うくらい、資料なんかもいろいろ寄せていただいていますし、少なくともこの程度のことをやっぱりほかにもやっていただきたいなと感じました。中身も、割合よくわかって、意見も7件、全部見させていただきました。

【出石委員】 検討会、その両方を見ましたら、一つは評価する意味で申し上げると、公募市民が2人ですけれども、それ以外も基本的に市民ですね。市民で構成した委員会、検討会ということで、市民参加の趣旨としては好ましいと思いました。ただ1点、若干この委員会からそれるかもしれませんが、福祉部次長がメンバーに入っているというのは、根拠はこの運営要綱の2条の5を使うことですか。

【杉山保育課長】 これは5号です。

【出石委員】 正しくは、それは不適切だと思います。関係行政機関というのは役所じゃない、逗子市ではないところじゃないと、これは、はっきり言って外部の話ですから、あまりこういう検討会に市の職員がはいるというのは、そもそも好ましくないですね。事務局として出るのは当然ですよ。というのは、意思決定の中に職員がかかわることなんじゃないですか。必要な場合もあります。防災会議なんかの場合、市長入りますしね。なんです、それは私の意見で、関係行政機関として入るとなると、これは不適切だと思います。労働法で入るんだっいたらいいですよ。今のは意見です。市民参加とは関係ないかもしれません。

【秋谷副会長】 専門的な御意見で、参考にしてください。

【杉山保育課長】 はい、ありがとうございます。

【秋谷副会長】 よろしいですか。ありがとうございました。

資源循環課のほうから御説明をしていただきます。

【渡部資源循環課課長補佐】 資源循環課の課長補佐の渡部です。よろしくお願いいたします。私どものほうは、対象事項としましては、逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部改正、これは事業系ごみの取り扱いの変更なんですけれども、これに関する説明をさせていただきます。

平成22年の8月に市長から逗子市廃棄物減量等推進審議会に諮問を受けまして、内容は、事業系廃棄物の収集処理のあり方等です。これなど審議会での審議、4回ほどを経まして、23年

3月に答申したところでございます。対象事項の内容としましては、平成24年4月1日から事業系ごみについては原則ごみ収集所、ごみステーションと申しますが、そこに排出することができなくなり、事業者みずから事業系ごみをごみ処理施設に搬入するか、あるいは許可業者に収集運搬を依頼するか、どちらかの方法によりごみを処理することになりました。これは廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定められている事業系ごみの自己処理原則、事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物をみずからの責任において適正に処理しなければならない。こういう規定に基づきまして条例を改正しました。あわせて、ごみ処理施設へのごみの持ち込み手数料、それまで1キロ当たり6円だったのが今度10キロ単位150円に改定しました。近隣に比べて非常に安いということと、ごみ処理原価と比較しても随分安価であったりということで、見直しを行ったわけです。こういったもののパブリックコメントにつきましては、逗子市の事業系廃棄物の処理のあり方及び処理手数料等の適正化についての基本的な考え方ということで、平成23年4月1日から5月2日まで、市役所ほかの場所で閲覧をしたところでございます。周知方法は「広報ずし」、それから逗子市のホームページを利用しました。

パブリックコメントの実施経過につきましては、意見の提出はございませんでした。この結果については、電子媒体、ホームページあるいは紙媒体で市役所等で公表したところでございます。以上です。

【秋谷副会長】 ちょっと質問なんですけど、逗子市と葉山町を比較すると、ごみの量というのは、どうなんですか。

【渡部資源循環課課長補佐】 葉山よりも逗子のほうが当然ごみ処理量は多いですね。人口とかいろいろ状況によって、やっぱり違いはあります。

【秋谷副会長】 例えば葉山町はキエーロとか、資源環境のほうが進んでいると聞きます。それと比較すると、逗子はちょっと遅れているみたいなんだけど、どういったことなんですか。

【渡部資源循環課課長補佐】 おっしゃるように、キエーロとか、自宅で生ごみ処理を行うということにつきましては、葉山はすごく進んでいると思います。逗子も今回、ちょっとずれてしまうんですけども、いろんなごみの減量化施策の中で、キエーロを50世帯ですね、モニタリング調査に合わせて提供して、それでいろいろその結果をもとに、今後そのほうの施策を伸ばしていこうという、そういう施策を本年度予定しております。

【秋谷副会長】 ごみって、大変なことだけでも、意外と市民としては無関心というふうな受け取っておりますか。

【渡部資源循環課課長補佐】 事業系ごみという一つのくくりが今回ございまして、実はもと

もと事業系のごみの見直しがあるということは、あらかじめ商工会事務局とか、そういったところに情報を流しまして、当然御意見があるでしょうから、いろんな形でパブリックコメントもそうですけれども、御意見を願いますということはしてありました。なおかつ、パブリックコメントの期間中にも状況を踏まえまして、事務局長あてに御意見をぜひいただきたいんですということでお話をしました。その結果、商工会の役員の30名の方にファクスで具体的なことを流していただいたんですけれども、結果として意見はいただけませんでした。ただ、その後のちょっといろいろ口頭での聞き取りなんかでわかったことなんですけれども、おっしゃるように事業系ごみの取り扱いについては各種ごみステーションへも出せません。自己処理というのは当たり前のように進んでいるんですね。横須賀、鎌倉、近隣各市でもそうなんですけど、逗子はそういう意味では遅れていました。事業者の方もそういう認識はあって、遠からずそうなるだろうと。逆に、そうなったときには、まじめにやっている事業者と、そうじゃない事業者、不公平がないように注意してくれと、そういう話を逆にいただいたというところです。これがもしも事業系じゃなくて、一般家庭ごみの処理の有料化ということになると、また違った反応が出てくるのかなという思いはありますけれども、今回のことに関して言えば、事業者さんもそれなりにいろいろ考えていらっしゃったのかなという、そういう感想を私は持っています。

【秋谷副会長】 事業者も、ある面では市民ですからね。ですから、共通認識を持っていただければなと思うんですけれども、なかなか難しいことですよ。

【今井委員】 そうすると、パブリックコメントは出なかったけど、この改正については、各事業者、大方納得をしているということです。それに従っているというふうに考えていいんですか。

【渡部資源循環課課長補佐】 9月に議会を通りまして、可決して、その後、商店街・商工会の説明、いろいろな形でコンタクトをとったんですけれども、やっぱりそのときにはいろいろ意見出たんですけれども、最終的には御納得いただきました。4月以降のごみステーションの状況とか、いろいろなごみのことを見ても、非常に良好に、御協力いただいています。全部とは申しませんが、大方御理解いただいて、御協力いただいていると、そういう感想を持っております。

【今井委員】 わかりました。どうもありがとうございました。

【出石委員】 聞き逃しちゃったんですが、恐らくは商店会とかの意見聴取というのは、条例制定前にしましたか。

【渡部資源循環課課長補佐】 要するに、私、後段言ったのは、議会で可決した後に説明会、を行いました。もたができないと説明会もできませんので。ただ、その前段でもいろんな情報は流したということです。

【出石委員】 いや、聞いたのは、もし条例が、要するに条例制定前に、例えば説明会等を行っているのであれば、この調査書の、その他のところにチェック入れていいんですよ。もっとやっていると。

【渡部資源循環課課長補佐】 その前にとということですか。

【出石委員】 やってないことは指摘しませんが、やっていることはいいことなので。

【秋谷副会長】 よろしいでしょうか。ありがとうございました。

【福本課長】 次の3件ですが、調書1、調書3の2つが出てくる3件です。どういうことかといいますと、調書3というのは終わったことに対する評価といった、今までやったのと同じことなんですけども、条例上、前年度の実施については報告すること、評価することになっていきますので、年度をまたいでその取り組みが行われている場合には、評価と、あと本年度以降行うものの二本立てで調書が出てくるということになります。だから、調書1につきましては、基本的にはこの取り組みを始めるスタートの段階で、この審査会に諮っているところですので、そういった意味ではその進行、途中経過の御報告だというふうに御理解をいただけたらなということです。では、企画課のほうから、よろしくお願いします。

【出石委員】 事務局に確認なのですが、企画の件は私、直接かかわっていますので除斥のほうがいいですか。そのほうが審査はいいでしょうか。

【福本課長】 そうですね。

【出石委員】 ですよ。はい、わかりました。

【廣末企画課長】 企画課の廣末と申します。

【稲井企画課主事】 企画課の稲井と申します。よろしくお願いします。

【廣末企画課長】 それでは、企画からは先ほど申し上げたとおり、平成23年度の市民参加の実績であります調査書3及び平成24年度以降に市民参加の手法の3月に報告しているんですが、手法が追加になったというところで、調査書1を提出させていただいています。

調査書3の平成23年度の実績から御説明させていただきます。総合計画実施計画におけます事業は、双方市民自治システム構築事業、こちらは次期総合計画の策定に係る事務でございます。平成23年度にとりました市民参加の手法としましては、審議会、総合計画審議会を4回開催いたしました。あと、まちづくりに関する市民意識調査と申します無作為抽出の市民3,000

人に対して調査書を、アンケート書をお送りさせていただきました、まちづくりに関する意識の調査を図ったものです。平成23年度の市民参加手法につきましては、その2点でございます。

続きまして、調査書1、平成24年度以降の市民参加の対象事項につきまして、対象事項が追加となったものの御説明をさせていただきます。調査書1の対象事項の名称の部分の③市民討議会が、及び⑤公聴会等のうち、説明会の2件を新規の追加としております。③の市民討議会につきましては、こちらも無作為抽出の市民3,000人に対して参加を呼びかけ、参加していただいた市民による次期総合計画の分野ごとのビジョンづくりの提案といたしますか、ビジョンづくりにお知恵をお借りさせていただくということで、その方式といたしまして、市民討議会といいたしめようか、ワールドカフェ方式といいたしめようか、そういう手法を取り入れる予定でございます。市民討議会につきましては9月から10月の間に3回開催する予定にしております。第1回目で全体の中で、今後の人口についての意見交換をいたしまして、2回目以降は福祉、教育、環境、商工・観光という4つの分野に分かれて、分野別の勉強会及び意見交換を行うという形にしております。

引き続きましてもう1点、追加といたしました公聴会等のうち説明会につきましては、平成25年度に総合計画の案を策定した後にパブリックコメント及び説明会を開催する予定としております。説明といたしましては以上です。よろしく申し上げます。

【今井委員】 私はこの件について、市民参加として非常に難しい問題を含んでいるんじゃないかと感じております。それはどういうことかということ、逗子には総合計画の前にまちづくり基本計画が一緒にあるわけですね。それで、これは以前から問題になっているんだけど、その整合性をどこでどう持たせるかということは、ものすごく難しいことだと思うんですよ。正直言って、この総合計画審議会、僕はこういう形で市民参加というのは大いに結構だと思うし、逆に言うとほととぎす隊としても、むしろしてもらわなきゃいけないのかなと思っているんだけど、ただね、要は両方ともが市民参加なんだよね。私は今後の逗子にとっても、すごくこれ大きなテーマになるんじゃないかというふうに考えています。

そこで、逆に言うと、こういう市民説明会なり市民の意識調査をする場合に、どれだけ、今あるまちづくり基本計画というものについての説明的なものがなされるかということが、ものすごく重要なことだと私は考えているんです。それを知った上で、市民意識調査するということが必要であると考えているんです。いきなり市民調査したら、もしそこで整合性が外れたときに、ものすごく危険を含んでいると考えます。

【出石委員】 ちょっと私、コメントできませんけれども、コメントできないと言いながら、

ちょっと話しますと、そのとおり総合計画審議会で議論になっています。まだ中身の検討じゃなくて、その前の策定の指針をつくる段階から議論になっています。

【廣末企画課長】 わかりました。出石委員もお答えされると思いますので。私のほうから、総合計画審議会の審議の状況のお話をさせていただきますと、今井さんにおかれましては総合計画審議会、今の形になる前身のまちづくり市民委員会のときから、まちづくり基本計画推進会議の代表といたしまして参加していただいております。その当時から、まちづくり基本計画と総合計画の整合性ですとか一体化という話がありましたので、今回新たな総合計画審議会の委員の構成についても、市民を主体とした委員構成に内容を改めておりますし、その市民参加の審議会等々で議論する中で、総合計画の策定指針案の諮問を市長のほうからさせていただきますと、その中に先日答申をいただきました。その中でまちづくり基本計画と次期総合計画が一体化を図ると明記してございますので、その方針に沿ってさらなる市民参加を重ねながら、一体的な総合計画を策定してまいりたいというふうに考えております。

【今井委員】 ありがとうございます。そういうことで、ぜひお願いしたいと思います。よろしく。

【秋谷副会長】 いかがですか。

【山岸会長】 市民参加の対象事項の名称で、5つ挙げられていますけども、この関係性といましようか、どのようなお考えで選んでいるんでしょうか。たくさんやるのは大変いいということには思っていますけども。

【廣末企画課長】 総合計画の策定につきましては、現総合計画の計画期間が平成26年度末までになります。策定の作業自体は平成23年度から開始しておりますので、都合4年間かかるという形になります。それを毎年このすべての市民参加の手法を採用するというわけではなくて、その段階段階で可能な市民参加の手法をとりたいという考えを持っておりまして、その関係で平成23年度は市民参加による総合計画審議会という審議会に策定指針の案、策定をするための市の方針ですね。通常、市の考え方のお話ですので、諮問をしない場合もございますが、先ほどのまちづくり基本計画という本市独特の市民参加による大きな基本計画がございますので、そういうものとの一体化も図っていく中では、早い段階から多くの市民参加ですとか諮問、お伺いを立てたほうがよろしいだろうということで、指針の案の段階から諮問をさせていただいて、先日7月12日に答申をいただいたという状況でございます。基礎調査として、まちづくりに関する市民意識調査、これも次期総合計画を策定するに当たって、かなり早い段階から市民の意識の動向を探っておく必要があるということで実施したものでございます。今年度以降、

それぞれの段階での市民参加が可能なものを選んでいくと、今年度は市民討議会が加わっていくという形で考えております。

【山岸会長】 市民討議会という手法だと、ドイツの例がありますけれども、それと似たようなものなんですか。

【廣末企画課長】 いわゆるプランニングスツェレと同じ方式かといわれますと、こちらも初めてなので、寸分たがわずとは申し上げません。恐らく市民討議会と若干変わってくるだろう、逗子版の市民討議会となるだろうと思います。結果を一つにまでまとめ上げるという作業は想定しておりません。というのも、それぞれ分野別の、どちらかというややわらかいビジョンを話し合っていたきたい、こういうものもあるよねというものを意見交換で出していたきたいので、それを一つのカテゴリーにまとめるということはしないで、やわらかなもので、それを決定事項ともせず、今後の総合計画のビジョンづくりに生かしていきたいという観点からでございます。

【山岸会長】 わかりました。

【秋谷副会長】 よろしいですか。ありがとうございました。

【秋谷副会長】 続きまして16番目の案件をお願いします。

【青柳まちづくり課係長】 まちづくり課の係長の青柳と申します。よろしくお願いします。

【坂本まちづくり課主任】 同じく、まちづくり課、坂本と申します。よろしくお願いします。

【青柳まちづくり課係長】 お出ししている資料は調書1ということで出させていただきます。計画的なまちづくり推進事業ということで、市民参加の対象事項の名称としては、最低敷地面積基準の導入でございます。若干導入に関しての経緯がございますので、そこから御説明させていただきたいと思っております。

本市におきましては、300平米以上の開発行為等一定規模以上の開発行為、建築行為につきましては、まちづくり条例、それから良好な都市環境をつくる条例景観条例という、いわゆる3条例と言っているんですが、この手続に定めておりまして、一定の開発事業の基準を設定してございます。特に敷地の規模に関しましては、まちづくり条例によって用途地域ごとの1区画当たりの敷地面積基準というのを決めてございます。しかしながら、近年300平米未満、これは対象になりませんので、その条例適用の対象外となる行為によって、今までの大きなお屋敷が比較的小規模な住宅になってしまうという形で、質の高い、良好な住環境が損なわれつつあるという現状がございます。このような中、平成18年8月に、逗子市のまちづくり審議会から市長に対しまして、まちづくり条例の見直しに関する答申が出されました。内容としまし

ては、敷地の細分化による住環境の悪化を防ぐ手法として、都市計画法による最低敷地面積の導入を検討すべきという提言でございました。これを受けまして、翌年、平成19年12月に議決、策定されたまちづくり基本計画の中で、ゆとりある良好な住宅地を形成するために、市民の合意を得つつ、最低敷地面積制限の導入を図るということが明記されてございます。これから具体的にどういう形で導入を行っていくかということを検討してございます。

具体的には、平成20年度から事業開始ということになってございますけれども、これについては担当から説明させていただきます。

【坂本まちづくり課主任】 お手元の資料にこのような表があるかと思うんですけれども、この最低敷地面積、都市計画法でもし定めるとしますと、点線から右側のような都市計画に基づく手続をする必要があります。ここまでのレベルではなくて、今回この調書の中でまとめているのが、この点線の左側です。あくまで市で検討案をまずはつくろうというところまでの手法のことについて記載させていただきました。このために、調書1の付表にこれまでの経緯などを入れさせていただいております。平成21年度には、例えば市内へ制度の案内的なものをまとめさせていただいたものを全戸配布し、あわせて、その資料の説明を10月に行いまして、約85名の出席をいただきました。また平成22年度には、説明会は震災の関係で日にちが変更になってしまっているんですけれども、大体達成するため、その基準を設けるためのポイントといったようなものを説明する、その選択のための全戸配布の資料と、おくれましたが7月に説明会を開催しまして、43名の方の御出席いただきました。そして昨年度につきましては、具体的なポイントを細かく統計分析的なものを行いまして説明する、そういったような形での資料、全戸配布のチラシと、2月に説明会を開催しまして、64名の方の御出席をいただきながら、この制度の周知、案内、また我々の今、検討している手続の状況、分析的なものを御報告を申し上げてまいりました。今年度、平成24年度につきましては、その一つの市の我々検討案という言葉を使っておりますが、この検討案を策定するための部分のところまでのパブリックコメント、それからそれに合わせて市内各所、公民館、それから逗子会館、市役所、平日、休日、夜間等工夫しながら、市民の方との対話をしながら、この検討会についての御意見をいただくためのパブリックコメント、説明会をこの10月から11月にかけて実施する予定でおります。以上が現在の状況でございます。

それぞれの説明会につきましては、ここだけなんですけれども、あとは私どもまちづくり課のホームページに、その結果と、お越しいただけなかった方に向けて、大体A4・1枚のチラシと、会場で実施させていただいたアンケートの集計結果をホームページのほうに掲載をさせ

ていただいているような状況です。

【出石委員】 見込みを伺いたいんですが、今のこの資料によると7カ所での説明会と、パブリックコメントとありますが、これは本年度中の見込みですか。その後、都市計画決定手続に入るわけですか。まだそれは未定ですか。

【坂本まちづくり課主任】 最後にお手元にあるチラシの後ろのところに記述させていただいておりますが、本年度中にその検討案というものを大体まとめさせていただく予定です。市から一つの数字提案をさせていただくことに対しては、いわゆる市民の皆さんへのアンケート的なものを実施し、お声を寄せていただき、これでもし、特に異論がなければ、この点検の右側の部分につきましては、平成25年度から事業を開始しまして、平成26年度中には都市計画法による決定をしたいという流れを持っています。ただし、今度のパブリックコメントを実施した結果、あまりにもというところがあれば、まだまだ詰めなければいけない部分はあります。

【出石委員】 私も1回、説明会に行きまして、そのときに出ていた意見として、さっさとやれという意見が出ていたんですけれども、これは両論あります。確かに規制を求める側は早くやれ、規制される側はやはりあまり規制はもっと熟慮を重ねてほしいという中から、時期がどこがいいかは私が申し上げる筋合いはないんですが、このあたり最適ところで設定してほしい、案を決定してほしいです。

それからもう1点、ぜひ申し上げたいことがあります。その説明会のときにも意見が出ていたんですけれどもね、市民への説明を業者がやっていました。コンサルがやっていました、そのことについて指摘がありました。これはすごく大事なところで、この条例は市民参加条例だけれども、端的に言えば市民と行政の協働なんですよ。その説明をコンサルがやるというのは、やっぱりどう考えても私はおかしいと思います。だから、本年度7回予定している説明会は、私は市民とちゃんと協働して市民参加の手続をするならば、コンサルを使うのはいいんですよ。ただ、説明を職員がやらないというのは絶対おかしい、ということを意見として申し上げたいと思います。

【秋谷副会長】 今の御意見、ごもっともだと思います。それは基本的なことですね。

【青柳まちづくり課係長】 今の御意見に対して、反論ではないですが、一応事前に打ち合わせをした中で、説明をどうするかというところで、実は今年度行う、恐らく出石先生が来られたのは前回の前年度の最後だと思うんですが、そのときの段階ではまだ数字的なものが決まっていないう建前上のものがありました。ですので、あくまでも制度の説明というところまでございましたので、今までの資料をまとめて説明するというところまではコンサルがやったほ

うが、流れ的にいいんじゃないかと考えました。それまでの経緯を考えますと、市のほうで説明をすると、市の案としてどうなんだということになるかもしれないので、あくまでも制度の説明だというところで、コンサルという選択を最終的にしたということがございます。当然今年度からは数値的なものも出しますので、それに関しては当然職員が説明します。それは最初から決まっておるんですが、前回のところで御意見もございましたので、今後気をつけたいと思っております。

【出石委員】 つけ加えますと、それを説明しておいたほうがよかったですね。あれ、私も最初、職員がやるのかなと思いました。みんなは職員全員の顔をわかっているわけじゃないですよ。職員がやっているのかなと聞いていて、話がだんだん、確かに客観的な話で、何かある意味、言い方は悪いですけども、多少他人事的な説明をしていたんですね。えっと思って聞いていて、だんだん、あ、そうか、これはコンサルだというふうに、やっと気がついたんですね。そうだとするならば、説明をしてからやってもらえばよかった。

【山岸会長】 そのコンサルというのは、あくまで行政が雇ったものなので、その責任は行政側にあるので、あくまでも行政がやるべきだと思いますけどね。それが常識だと思います。

【青柳まちづくり課係長】 わかりました。

【秋谷副会長】 よろしいですか。

続きまして、社会教育課から説明をお願いいたします。

【沼田社会教育課長】 社会教育課の沼田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。調査書1と3を提出させていただいております。こちらの対象事項ということで、公民館の生涯学習センター等への転用等ということで、継続的に平成21年度から進めております。平成22年度に調査書3に書かれています転用検討会というのは、平成22年度に立ち上げたものなんですけれども、公募市民による方々ですとか、公民館の利用団体から推薦を受けた方々ですとか、そういった形で市民参加をされている委員の方々に組織した検討会は、昨年7月に検討書を提出していただいて、それをもって解散しました。その検討書の内容を踏まえて、それ以降継続的に転用について検討してまいりました。その検討書の中で、当初は他に転用を先にするということを予定していたんですけども、検討書の中で、施設の有料化についてもあわせて検討すべきではないかというような意見をいただきました。今、行財政推進本部の中で施設利用検討部会というのを立ち上げまして、これは市の次長・課長級なんですけれども、その中で公民館のみならず市の全体の施設の料金の見直しとか、駐車場とかもそうですね、それを今、検討しております。その検討結果を踏まえて、施設の利用の金額が今年の12月ぐらい、冬ぐらいで

すかね、決定された後に市民の方々を対象に住民説明会を実施いたします。住民説明会は、公民館利用者のみならず、地域に出向いて行って、市全体の市民を対象とするという形で行います。具体的には、小学校区ごとに出向きます。沼間と小坪については、公民館がございますので、それぞれの公民館で説明会を実施し、あと久木、逗子、池子については、それぞれの小学校で説明会を実施しようと思っております。それは予定としては来年の1月から3月ぐらい、3カ月ぐらいかけて十分に説明していく予定です。その後にパブリックコメントも実施するという形で予定しております。

転用検討会なんですけど、調査書の3になりますけれども、実績としては年間、2010年8月23日から始まって3回検討会議を実施いたしました。3回目の2011年4月25日に教育委員会に対して検討書という形で、その検討結果についての意見書みたいなものを提出いただいて解散という形をとっております。以上です。

【今井委員】 これはすべての公民館を有料化するということですか。

【沼田社会教育課長】 市内に公民館は2館ございます。小坪と沼間と、あわせて実施いたします。あと、その施設利用検討部会においては、公民館のみならず、運動公園の駐車場ですとか、他の施設、交流施設だとか文化プラザホールとか、すべての料金の見直しも含めて検討しております。

【今井委員】 沼間と小坪、公民館は確かに2カ所ですよ。そのほかの要するに市の施設全般にわたるようなこと、さっきおっしゃられたような気がするんだけど、いわゆる何か自治会館的なものなんかも含むんですか。そういうものを全部有料化するという意味なんですか。

【福本課長】 私から少し説明させていただきます。この案件につきましては、社会教育課は公民館の転用ということでやっておりますが、それ以外の市の施設があります。それにつきましては先ほど説明がありましたが、行革の取り組みの中で、その部会ということで関係所管を集めて、内部で検討を始めたところです。その点では、行革では基本的には受益者負担の原則のもと、施設間の公平性をきちんと実現していくんだといったようなことで、その方向性に向けて検討しなさいといったことで集められたところです。今、検討が始まったところですので、公民館以外のものも基本的には対象となっているわけです。

【今井委員】 というのはね、要するにいわゆるふれあい活動センター的なことが考えられていますよね。そういうものと、有料化というものが、どう絡むのかなということについていかがですか。

【沼田社会教育課長】 公民館の転用を検討する中で、今までは団体利用のみというような形

で、各部屋出しだったんですけれども、今、検討している段階では、個人利用も自由に利用できる、交流センターの1階の小スペースのようなイメージの部屋、ロビーなんかもそういうような形に直していこうという考え方があります。

【今井委員】 そうすると、フリースペースも無料のスペースも、当然できるということですね。それはやるということですね。わかりました。部屋を使うときには有料にするよとか、そういう意味ですね。

【秋谷副会長】 会長、よろしいですか。

【山岸会長】 8年ほど前、文部科学省の公民館の活用について、委員会があつて、たしか私が委員長だったような気がするんですが、公民館の活用が非常に遅れていました。行政がいろいろなことを40名ぐらいの人数でやっていて、もちろん市民団体とかNPOとか、個人でもいいんだけど、そちらのほうに運営のプロジェクトなんかをゆだねながらやっていくといいだろうというのが最後の答申だったような気がします。パブリックコメントは市民が言わなくちゃいけないんでしょうけど、そういう少し広い観点に立つような、何かそういう、もう少しみんなが近い関係になるように、要望したいと思います。

【沼田社会教育課長】 まさしくそのとおりで、転用を考えている根本はそこなんです。

【秋谷副会長】 ありがとうございます。

ここで一旦休憩をさせていただきます、会長はこれで退席ですね。

【山岸会長】 申しわけありません。

(休 憩)

(再 開)

【秋谷副会長】 次の案件に入ります。防災課のから18、19、20までの案件です。では、一番最初の津波ハザードマップ修正事業についてお願いします。

【熊坂防災課係長係長】 こんにちは。経営企画部防災課の熊坂と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【伊達防災課主事】 同じく防災課の伊達と申します。本日はよろしくお願い致します。

【熊坂防災課係長係長】 最初に、津波ハザードマップ修正事業の概要につきまして御説明をさせていただきます。調査書1に基づきまして説明をさせていただきたいと思っております。

本事業につきましては、津波による被害予測図に避難場所や避難経路を集約して、市民の皆様に公表することによりまして津波避難に関する情報を周知するための事業でございます。昨年発生いたしました東日本大震災を受けまして、今年の3月に神奈川県が公表した津波浸水予

測図に基づきまして、本市の津波ハザードマップを改定し、本年度末までに全戸配布する予定であります。この津波ハザードマップを改定するに当たりまして、自治会・町内会等へ津波一時避難場所、あるいは避難路等の確認などの協力を要請いたしまして、その結果をハザードマップに反映させまして、3回のワークショップ及びパブリックコメントを経て完成させる予定であります。あわせてその結果をホームページへの掲載等も予定してございます。その3回のワークショップの時期でございますけれども、開催日、今年の11月に3回実施する予定です。平日、夜間、休日と、時間帯を分けて実施する予定でございます。また、パブリックコメントにつきましては、すみません、こちら実施期間が今年の12月1日から12月の29日とさせていただきましては、これですと30日が確保できませんので、一部訂正をしていただきたいと思います。開始の時期が11月29日から12月の29日の1カ月間においてパブリックコメントを実施したいと考えております。津波ハザードマップの修正事業については以上でございます。

【今井委員】 これは最初いただいていたのに比べて、時間的に遅れたということですね。あと、何年かに一回はこういう形でやるようなことをするわけですか。それとも一回つくったら相当期間そのままなのでしょうか。

【熊坂防災課係長・・】 こちらにつきましては大もとが逗子市防災計画に基づいて作成をしております。その逗子市防災計画も毎年見直しをしなければいけないという規定がございまして、それを見直すとともにこういったハザードマップ類に関しましても随時見直しをする必要があるということで認識しています。

【今井委員】 そうですね。それ1年や2年というわけにはいかないだろうけど、5年に一遍とか10年に一遍は作り直しする必要も当然出てくるだろうし、その都度出して頂ければと思います。ちなみに、市民からの情報提供みたいなものというのは結構あるんですかね。

【熊坂防災課係長】 今、市内の自主防災組織ですとか、あとは自治会さん、町内会さんにこういったマップをつくる上の情報を提供していただくようお願いしているところです。その締め切りが今月の末になっておりますので、ぼちぼちと上がってきてはいるんですけども、全部で30カ所ぐらいにはお願いをしています。それぞれ上がってきたものをすべて行政のほうで確認しまして、その場所が妥当であるのか、避難経路が使えるのかというのを確認した後、このマップに集約をして、いざ公表というふうに考えています。

【福本課長】 パブリックコメントの期間は11月29日から12月29日ということでよろしいですか。

【熊坂防災課係長】 はい。

【福本課長】 わかりました。委員の皆さん、どうお考えになりますでしょうか。実は規則ではパブリックコメントの実施の仕方の一番最初に期間というのがあります。12月29日は土曜日どころか、市役所、お正月休みに入っていますので、そこら辺、30日間は確かに超えていますので、この日程でしかつけれないのかどうか、その辺を委員の皆さんと話し合っただければと思います。

【熊坂防災課係長】 私ども、12月いっぱいということで最初記させていただいたところなんですけど、その30日を確保できなかったことによりまして、開始をちょっと前倒しにしたところがあります。ただ、もう少し前倒しにして後ろの日、期限もちょっと前倒しにするというのも手法の一つだと考えております。

【出石委員】 30日じゃなくていいですよ。30日以上だったらいいんです。仮に29日で、例えばその日だけは消防署でできるとしたとしても、あまり意味ないですよ。1月4日まで延ばしたって全然問題ないですよ。最終日は29日とかと入れてしまうと、ここにある、例えば情報公開課に12月29日持ってきたら受けなきゃいけないですよ。そうではなくて、これ1月4日にすれば、その間の休みの日には当たり前のように出せないの、それはホームページに出すとか、郵送するとかとなるんですよ。最終日が1月4日であれば、役場は開いているわけです。そういうふうにして、別にぴったり30日にする必要もないし、その辺はうまく組んでもらえればいいと思います。

【熊坂防災課係長】 わかりました。そうしますと、きりのいいところで12月1日から1月4日でお願ひできますでしょうか、申しわけございません。

【秋谷副会長】 よろしいですか。ありがとうございます。続けて19番目をお願いします。

【熊坂防災課係長】 それでは、次に土砂災害ハザードマップ作成事業について御説明をさせていただきます。こちらにつきましても先ほどの津波ハザードマップと同様でございます、市内の土砂災害などによる被害予測図を作成し、市民の皆様にご周知する事業でございます。神奈川県による土砂災害警戒区域の告示を受けまして、本年度末までに土砂災害ハザードマップを作成しまして、全戸配布する予定でございます。こちらは土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、山腹崩壊危険地区及び崩壊土砂流出危険地区、それぞれ危険地区が分かれています、それらを1枚のハザードマップに集約しましてハザードマップを作成する予定です。こちらも同様、3回のワークショップ並びにパブリックコメントを経て完成させる予定であります。あわせてその結果をホームページへ掲載をする予定となっております。そのワークショップの時期ですが、調査書1をごらんいただきたいと思います。ワークショップの時期が2013年1

月中旬に3回実施する予定でございます。また、パブリックコメントにつきましては、2月1日から3月4日の月曜日ということでお願いさせていただきます。

【秋谷副会長】 ほかにありませんか。ありがとうございます。続いて、20番もお願いします。

【熊坂防災課係長】 20番、逗子市地域防災計画修正事業について御説明させていただきます。こちらにつきましては調査書3になります。

東日本大震災を踏まえた国の防災基本計画並びに県の地域防災計画の修正に伴いまして、本年度末までに逗子市地域防災計画を修正する予定でございます。本計画は災害対策基本法第42条の規定に基づきまして、本市における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画といたしまして、逗子市防災会議が策定する計画であります。災害の種類に応じまして、地震・津波対策計画及び風水害等対策計画の2遍を修正し、今現在神奈川県に報告しているところでございます。以上です。

【出石委員】 これは評価という意味で、パブリックコメントの結果が50件ということで、このうち5件は採用、計画に反映させているということによろしいですか。

【今井委員】 意見整理台帳の中で、意味がよくわからなかったところがあります。反映区分というの、A、B、D、Aとずっと書いてある中で、13番のところに逗子市の防災放送は聞き取りにくいなんていうのもありますね。

【熊坂防災課係長】 防災放送が聞き取りにくい状況ですか。

【今井委員】 これについては解消を図っていると思うのだけど。簡単に言うと、これAで反映するつもりなんじゃないかという気がするんだけど、この書いてある反映区分見るとEと書いてありますね。Eというのは、その他感想、意見という形での扱いになっているんだけど、ここはどうしてそうなるのかなと思いました。すぐできないからEにしてとりあえずしておくかということなのかなというような感じがしたんですけど、書いてあるところは解消を図っているところだと書いてあるから、じゃあAじゃないかなという感じに考えているの。ここはどういう意味なのでしょう。

【熊坂防災課係長】 計画上にその聞き取りにくい、やすいというような項目は記載しておりません。反映しないわけではないんですけども、この聞き取りにくい難聴地域については別枠でその対応を図っていくと、そういった計画になっております。

【今井委員】 計画書にはつまり載せないけど、要するに意見として聞いて、反映させていくんだという意味であって、ただ、計画書には載せられないという意味でEだよということなのかな。

【熊坂防災課係長】 難聴地域の解消というところどまりなんですね。それをどうするかというところまでの記述はございません。別枠で難聴地域みたいにする措置をとるということです。

【今井委員】 Eだから聞かないよということじゃないということなんですね。

【熊坂防災課係長】 そうではないです。Aに近いEといいますか。

【今井委員】 みんなEとか、低くしてあるけど、割合書いてある内容は、聞いてこうやりましたと書いてあるような気がしました。わかりました。どうもありがとうございました。やっていただいたまとめ自体は、すごくよくまとめていただいています。それは感心しました。

【秋谷副会長】 ありがとうございました。続きまして、2緑政課から、21、22、23をお願いいたします。

【香山緑政課副主幹副主幹】 緑政課の香山と申します。よろしくお願ひいたします。最初に逗子市風致地区条例の制定と、逗子市都市公園条例の改正ということで御説明をさせていただきます。

事業の概要といたしましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う逗子市の権限移譲に伴い、逗子市風致地区条例を制定し、逗子市都市公園条例を改正するものということが概要になっておりまして、風致地区条例につきましては今まで神奈川県条例を使っておりましたが、この第2次一括法に基づきまして、逗子市が条例を制定をするということでございます。内容的なものとしてしましては、都市計画に定められた風致地区の高さですとか建ぺい率、それから壁面後退、そういったものを規制している条例になります。都市公園条例のほうは、こちらのほうは特に都市公園の設置基準ですとか、都市公園を設置する場合の規模ですとか、あと公園に設置する施設の基準、そういったものを新しく都市公園条例のほうへ改正して入れるということでございます。

2枚目の資料にいきまして、指定されている期限としましては都市公園条例のほうは平成25年4月1日までの改正ということで、こちらのほうを来年の4月1日を目指して改正のほうを行う予定でございます。風致地区条例のほうは3年間猶予がございますが、今までも神奈川県条例をそのまま適用して特段問題なくきていますので、そのまま条例のほうを読みかえということで、来年の4月1日制定ということで今準備をしております。

実施する市民参加の方法といたしましては、パブリックコメントと附属機関の審議会ということで、私ども逗子市みどり審議会がございますので、そこで意見をいただこうと考えております。時期といたしましては、パブコメと附属機関ということで日にちが入っておりまして、スケジュール的にはパブリックコメントのほうは9月の中旬ごろを、少し早めまして9月の中

旬ごろを考えております。8月末ぐらいに附属機関の審議会で意見をいただいた後、パブコメをかけて、それでできましたら12月の議会へかけて条例制定という流れを考えております。あと、審議会委員のメンバーといたしましては、3枚目に名簿がございますが、公募の市民2名とあと学識経験者ということで構成された5人のメンバーとなっております。

雑駁ですが、説明は以上です。よろしくお願いいたします。

【出石委員】 これ、何で一個の調査にしたんですか。これ風致地区条例と都市公園条例、条例違いますよね。仕組みも違うし、権限移譲に伴うものですが、そもそも権限の意味が違います。確かにみどり審議会にかけるとパブリックコメントという、市民参加の手法は違うでしょう。私、これは2件別々の実績になるわけですから、別案件だと思いますよ。

【福本課長】 すみません、今、出石委員のおっしゃるとおり実施します。

【出石委員】 2件あるという形で修正していただきたいと思います。

【香山緑政課副主幹】 はい。申請は実際1件ですが、2件ということに訂正します。

【出石委員】 内容は全然問題ないです。

【香山緑政課副主幹】 次の案件でよろしいでしょうか。次、アザリエ学校前と小坪飯島公園の整備ということで御説明をさせていただきます。

アザリエ学校前整備に係る実施計画の策定ということで、池子小学校と面する公園の敷地の変更に伴いまして、再整備ということで実施計画のほうを昨年度策定いたしました。その際に、パブリックコメントとワークショップということで手続を行いまして、実際にワークショップは2回開催をいたしました。周知といたしましては自治会の回覧板、掲示板、池子自治会、各自治会長さんをお願いをして回覧をお願いいたしまして、周知をさせていただきました。その後ワークショップが終わるごとに、こちらにあるようなワークショップ通信というもので結果とそれから次回開催日について、こちらも広報、掲示板と回覧板ということで自治会の協力を得まして、周知をさせていただきました。ワークショップの開催ですが、実際には10月9日、11月27日ということで、当初もっと早い時期を予定していたんですけれども、交付金等の関係で若干事業自体におくれが出てしましまして、やや遅い時期の開催になりました。

パブリックコメントにつきましては、年明けに1月5日から2月の3日ということで30日間予定をさせていただきました。結果といたしましては、こういったワークショップ通信等を通じて、特に地域の公園ということですので、地域の方たちに周知をさせていただきましたので、そういった中でパブリックコメントについては意見がなかったのかなと考えております。アザリエ学校前については以上です。

【今井委員】 この件も、小坪飯島公園の整備事業についても、大変に充実した市民参加手続をふんでいると思いました。これはもうかなり完璧な形だと、今感心しています。非常にわかりやすくいいと思います。パブコメについては、満足しているので意見が出ないのかもしれませんがね。

【香山緑政課副主幹】 特に地域の公園ですので、やはり地域の方々が関心があるのかと思ひまして、そういった意味では地域の方々には周知を注意してさせていただきました。

同じく、小坪飯島公園の整備事業ということでございます。こちらも街区公園ということで、プールはございますが、地域の公園ということで、やはり小坪地区、全戸に周知をさせていただきました。手続といたしましては、同じくパブリックコメントとワークショップを行いました。こちらも2回ほどのワークショップを開催いたしまして、先ほどと同じようにワークショップ通信で、ワークショップの結果と次回の予告をしまして、広報の掲示板、それから小坪自治会、全自治会の回覧ということでお願いをして、周知を図りました。

ワークショップの開催時期といたしましては11月6日、12月10日の2回、開催をいたしました。その後、パブリックコメントにつきましては、先ほどアザリエ学校前公園と同じく1月5日から2月3日ということで、30日間のパブリックコメント期間をとりました。こちらにつきましてはパブコメということで出した中では2件ほど質問、意見が来ましたが、こちらとしては、市として当初から整備条件を説明した中でワークショップ等やっております。ですので、そういった整備から外れている意見については、採用としては否ということで、2件について回答をさせていただきました。

簡単ではございますが以上です。

【玄委員】 パブリックコメントで出されてたような意見というのは、ワークショップのところでは事前に説明をしていたので出てこなかったということですか。

【香山緑政課副主幹】 やはりワークショップの中でもそういった意見はございました。趣旨としても当初、街区公園ということもありますし、現在のプールのあくまでも再整備ということの御説明をさせていただきました。

よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

【秋谷副会長】 続きまして、須田介護保険課副主幹の方からお願いいたします。

【須田須田介護保険課副主幹副主幹】 それでは、24番、須田介護保険課副主幹から御説明をさせていただきます。

介護保険事業者の人員・設備・運営等の基準に係る条例制定についてということですが

も、この案件については1回3月に出させていただきます。このときには事業者のほうで条例制定のメインだということですので、うちはパブリックコメントを行わないということで審査を受けました。審査員さんから介護保険の施設といっても利用する方は市民の方が利用するということですので、これはパブリックコメントをかけたほうがいいのではないかと御意見をいただきまして、再度検討いたしました結果、パブリックコメントをかけるということにいたしました。それと同時に、もう一つ市民参加条例の手続は公募市民の入った市民の方の委員会にもこれは諮らなければいけないということになっておりますので、介護保険の事業計画というのがありまして、これについては高齢者介護保険福祉計画懇話会というのがございます。この懇話会のメンバーには公募市民が入っておりまして、介護保険の全体の計画について審査をする場があります。ここに条例制定について御意見をいただく場を設けたいと思っております。

またそれとは別に、逗子市地域密着型サービス運営懇話会というのが同じように資料で名簿がついているんですけども、これにつきましてはその参加条例にございます公募市民というのが入っておりません。確かに市民代表の方は2人入っておりますけれども、実際にこの条例を運用するのは地域密着の運営懇話会のほうになりますので、こちらのほうについても先ほどの計画のほうに、懇話会を受けてこちらのほうの懇話会にも同じように条例をお諮りして御意見をいただくということにいたしました。具体的に条例制定の議会については、今現時点では3月議会を予定しておりまして、パブリックコメントにつきましては11月から12月ぐらいを今予定しております。前回御指摘のあったところを修正いたしまして、今回、今提案をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【出石委員】 前回指摘をさせていただきましたが、御理解いただいて、こういう形で市民参加の手法をとっていただいているというのは大事なことなので、ある意味お礼と言ったら変ですけど、改善をしてくださって、対応してくださっています。

ちなみに、これ介護だけではないんですけど、このところ神奈川県内の幾つかの自治体でいろいろ話を聞くと、市民参加をやらないところも結構あるんですね。要するに、いわゆる施設の設置管理基準の条例化に合わせるんです。ところが、やらないところは市民参加条例やパブリックコメント条例を持ってないところが多いんですね。逗子市は持っている以上はやっぱりそれはやらざるを得ないと思います。

【福本課長】 先ほどの、パブコメの最終日が土曜日、先ほどの出石委員の30日以上、平日ということで修正を求めることでよろしいですね。

【出石委員】 その辺は、後で。土曜日なら土曜日に提出されたら困るでしょう。長い分にはいいので、期間を延ばしたらよいのではないのでしょうか。

【須田介護保険課副主幹】 わかりました。

【秋谷副会長】 では、12月3日にしますか。月曜日。

【須田介護保険課副主幹】 そうですね。12月3日、はい。

【秋谷副会長】 ほかにございますか。では、次の25番目の案件をお願いします。

【須田介護保険課副主幹】 高齢者保健福祉計画推進事業ということで、同じく介護保険課から25番、御説明をさせていただきます。

高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の改定というのがございます。これは3年に1回見直しが設けられておりまして、去年の平成23年度につきましてはその会議の調査表の3の附則についているとおり、合計6回の会議を開かせていただきました。それで計画策定に至った次第です。パブリックコメントにつきましては12月12日（水）から1月13日（金）まで実施いたしまして、御意見をいただいております。御意見につきましては添付資料のとおりとなっております。パブリックコメントにあわせまして、この期間中に市民説明会というものも実施いたしました。その資料につきましてもパブリックコメントの意見の反映の後にこの市民説明会での内容のパワーポイントで説明した内容をここに添付してございます。この委員会の委員の構成でございますが、先ほど24番でお示しいたしました高齢者保健福祉計画の懇話会、こちらのメンバーでこの計画を策定しております。この中には公募市民等含まれておりますので、市民参加制度審査会での要件は満たしているかと思われまます。

この計画をつくるに当たり、平成22年度には市民の方からアンケートを実施いたしまして、このアンケート結果を踏まえた計画の策定になっております。この計画をするにあたって、アンケートを、一般高齢者の方約1,000人と、介護認定を受けている方1,000人、実際に介護をしてらっしゃる方1,000人、合計3,000の方を対象に実施しております。また、それとは別に、実際にサービスを提供している事業者のほうにもアンケートを実施いたしまして、逗子市民の方が利用している介護事業所217事業所にアンケートを実施いたしまして、実際に高齢者の方の実態を把握するために記載をいたしました。

もう1点、介護支援専門員ということで、必ず介護を受ける方はケアマネージャーというのがつきます。ケアマネージャーというのは実際に高齢者のお宅に行ったり、家族と接したりということで、ほぼ1対1のつき合いと。フェース・ツー・フェースのつき合いがありますので、その介護支援専門員さんの方の状況もやっぱり把握しなければいけないということで、これは

平成22年度ですけれども、同じく229人のケアマネの方にアンケートを実施いたしまして、それで計画をつくっております。計画書がこちらでして、期間は平成24年度から平成26年度です。

高齢者保健福祉計画につきまして、説明は以上でございます。

【秋谷副会長】 何か御質問ありますか。

【今井委員】 今伺うと、アンケートというところには印ついていないけど、相当なアンケートをなさっているわけですね。

【須田介護保険課副主幹】 ただ、これ年度が違いますので印が付いておりません。

【今井委員】 あ、年度が違うからですか。

【須田介護保険課副主幹】 このアンケートについては去年の審査会で御報告をさせていただいていますので、今回外しています。

【今井委員】 そうですか、いや、ものすごくいっぱいアンケートして、そういう意見を集めた上でつくられている。つくられた内容も、ついている資料で拝見した限りでは、なるほど、そのような意見をふまえて、つくっておられるんだなというのがよくわかるような内容ですよ。こういった形でやっていただいているのは一番結構なことかなと思います。

【秋谷副会長】 ありがとうございます。

続きまして、26、27の案件を、障がい福祉課から説明をお願いします。

【新倉障がい福祉課長】 よろしくをお願いします。障がい福祉課長の新倉と申します。

【雲林障がい福祉課係長】 係長の雲林と申します。よろしくをお願いします。

【小池障がい福祉課主任】 小池と申します。よろしくお願いたします。

【新倉障がい福祉課長】 まず逗子市重度障がい者医療費助成制度のほうから説明をさせていただきます。

この事業は逗子市の重度障がい者医療費助成事業ということで、昭和47年より実施している神奈川県の高齢障がい者医療費給付補助事業のもとに、昭和49年から市としては実施している事業です。対象者は県と同様に身体障がい者の手帳の等級が1、2級の方、療育手帳の判定が知能指数35以下の方、さらに身体障がい者手帳の等級が3級かつ知能指数が50以下の方となっております。助成の範囲は健康保険証を使った保険診療分の3割とか1割とかそちらの部分が助成の対象になっております。

それから、利用の仕方といたしましては対象者に受給者証という、医療機関の窓口へ提示していただきますと助成が受けられる受給者証を交付しております。神奈川県内であれば通常自己負担なしで通院・入院等の助成が受けられるということになっております。県外の医療機関

を利用した場合にも、一たん窓口でお支払いはしていただくんですけども、後から償還払いという形で領収書をいただいて、保険診療分はお返しするというような形をとっております。県の補助率が2分の1、市が2分の1となっています。

それから、この事業につきましては平成5年に改正された障がい者基本法において、精神障がいということが障がい者基本法のほうで明記をされたことに伴い、身体・知的・精神の3障がいを別に発展してきた制度の格差を是正するという意味合いもございまして、平成18年の障がい者自立支援法の制定を受けて、市・町等は市長会や町村会から精神障がいがある方への適用の拡大というのを神奈川県に要望を続けてまいりました。それを受けまして、神奈川県の方でこの4月から精神障がいの手帳の1級をお持ちの方の通院医療費について助成の対象とするということになりましたので、それを受けまして市のほうでも同じように精神障がいの手帳をお持ちの方の1級の方で、通院医療費のみ県と同様の枠での適用の拡大を図りたいということで、今回要綱の改正をすることにいたしました。改正にあたっての、市民参加の手法といたしましてパブリックコメントと市民説明会を実施させていただいたところです。

パブリックコメントにつきましては今実際やっている最中で、7月11日から8月10日を期間としております。説明会につきましては前回の第2回の市議会の定例会で6月14日に市長から適用の拡大をしたいという御報告をさせていただきまして、それを受けて7月5日に市民説明会を開催させていただきました。そのときの参加者は7名ということになっております。以上です。

【今井委員】 意味が少しわかりにくいところがあったので伺いたいんですけど、一つは、これに添付している資料が逗子市重度障がい者医療費助成要綱というので、平成7年の4月1日という日付のものがついていますね。これを拝見すると、今言っているようなことが全部書かれているように思うんですけど、それが今の時点で出てきているというのは、精神障がい者が出てきたから改めてここでやるという意味でとっていいんですか。

【新倉障がい福祉課長】 はい、そうです。

【今井委員】 そうすると、この7年のこれがこのまま生きているということになるわけですね。それで、今の重度精神障がい者のほうがここに加わってくるよということでもいいんですか。

【新倉障がい福祉課長】 はい、そうです。

【今井委員】 よくわかりました。今回のこれは、精神障がい者についてだけ追加したいという趣旨でとっていいわけですね。

【新倉障がい福祉課長】 はい。

【玄委員】 公聴会は、特に今回意見などはありましたか。

【新倉障がい福祉課長】 意見というよりも質問が多かったです。制度の質問をとというのが割と多かったんですけども、その中で意見という形でいただいたのは、県内でどれぐらいの市町村が対象にするんだろうかというようなお話がありました。それから、ほかにこの対象者拡大に伴って何か手続とかが必要になるのだろうかと、そういった御意見がありましたのと、あとは県では所得制限や年齢制限とかいったものを設けておりますので、そういったものは考えてないのかというような意見もありました。

【出石委員】 説明会の人数は何名でしたか。

【新倉障がい福祉課長】 7名でした。その当日、障がい者のほうの自立支援会議という会議を開催しておりましたので、そちらへの参加者にもお声かけをして、合わせて7名ということです。

【秋谷副会長】 よろしいですか。それでは、お願いします。

【新倉障がい福祉課長】 続きまして、2逗子市障がい者福祉計画（逗子市障がい福祉計画を含む）につきましての報告をさせていただきます。

逗子市障がい者福祉計画につきましては、障がい者の計画には2つありまして、障がい者基本法に基づく6年間の障がい者計画と、障がい者自立支援法に基づく3年間の障がい福祉計画という2つの計画がございます。平成21年の3月に障がい者福祉計画と障がい福祉計画を一体化した6年間の計画を策定しておりまして、平成23年度、4年から始まる計画期間につきましては障がい者自立支援法に基づく障がい福祉計画の3年間の計画の改定の時期だということで、今回改定の作業をさせていただきました。

策定に際しましては、懇話会形式の逗子市障がい者福祉計画策定等検討委員会を平成23年度に4回開催し、素案の作成をいたしております。それから、「広報ずし」の12月号、市のホームページで周知を行い、パブリックコメントを平成23年の12月12日から平成24年の1月13日まで実施いたしました。閲覧場所につきましては、市の情報公開課、障がい福祉課の窓口を初めといたしまして、公民館、各地域活動支援センター、それから市内の障がい福祉サービスの事業所、合わせて6カ所になります。全体で20カ所に置かせていただいて、パブリックコメントの募集をいたしました。結果、意見の提出はなかったというのが実情でございます。障がい者福祉計画策定等検討委員会の要綱に基づいて運営を行っておりますが、この障がい者福祉計画の策定や進行管理、推進するための課題などについて意見を聴取するための会議がこの検討会になっておりまして、その中には公募による市民の方を含めて、当事者の団体及び関係者の方

で構成される団体の推薦を受けた方、また公共的団体の推薦を受けた方、あとは関係行政機関の職員、その他市長が必要があると認めた方ということで、全体で11名の構成をしております。

市民参加の手法といたしましては、パブリックコメントとこの検討会をいたしました意見聴取という形をとらせていただきました。

【秋谷副会長】 何か御意見ありますか。

【玄委員】 懇話会の内容については、どこかで確認できますか。ホームページ上で公開されているとかありますか。

【新倉障がい福祉課長】 議事録ですか。

【玄委員】 議事録というか、どんな話が出ましたとか、そういったことが確認できる手段はありますか。

【新倉障がい福祉課長】 ホームページ上にはお出ししていないんですけれども、結果を反映させてできた計画がこちらになります。こちらのほうは市民の方に配布できますし、ホームページ上でも公開をしております。ざっくりとなんですけれども、改定の過程、経過を載せたものもあります。それぞれの会では、前期の、平成23年度までの3年間の計画の進捗状況の御報告をしたことと、あと法改正がございましたので、それを踏まえての今後の計画についてということでいろいろ議論をしていただきました。

【秋谷副会長】 パブコメの意見の提出者が0人ということについてですが、意外と問題意識は持っていても、どうしたらいいとかという提案が出しにくいんでしょうかね。

【新倉障がい福祉課長】 一応、毎日利用される施設にも置かせていただいたんですけれども、特に御意見がありませんでした。

【秋谷副会長】 配布先についてちょっと角度を変えてみるとかというのはどうですか。

【新倉障がい福祉課長】 そうですね、障がい者の方が利用する施設ということでは、ほかのパブリックコメントにつけ加えての配布先、実施先にはなっているんですけれども、あとどこがいいのかと言われるとちょっと悩むところです。あとホームページ上でも公開をして意見は募集したんですけれども、それもなかったというようなことが実情です。今回の計画については数値目標を出すというようなこと、これからのサービスの見込み量ですとか数値目標を出すということがメインの計画だったもので、もしかしたらすごくわかりにくくて意見をいただかなかったのかもしれませんが。

【今井委員】 福祉計画をつくってから後についても特別な意見というのはないわけですよね。要するに、そういう不満とか何とか、それについての御意見とかというものはないと理解して

いいわけですね。

【新倉障がい福祉課長】　そうですね、今回のこの計画についての御意見という意味ではなかったということで、もしかしたら障がいの福祉施策については御意見がある方はいらっしゃるかと思うんですけども、この機会にはなかったと考えられます。

【今井委員】　この機会にはなかったというふうに理解していいですね。

【新倉障がい福祉課長】　はい、そうです。

【今井委員】　計画の内容がついてないからわからないんだけど、市民としての意見がなかったんだから、不満がないということで受け取っていいということですよ。

【秋谷副会長】　ありがとうございました。

では、社会福祉課からお願いします。

【島貫社会福祉課長】　よろしく願いいたします。私どもの所管では、逗子市墓地等の経営の許可等に関する条例の制定に関しまして、墓地の条例の中で手続がありましたので説明いたします。

平成24年の4月1日から墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可、あと許可の取り消し、その他の監督権限が神奈川県知事から市長のほうへ移譲されることに伴いまして、本市の墓地等の経営の許可手続等を規定する条例、こちらを制定するために行った市民参加手続でございます。こちらにつきましては平成23年8月30日に施行されました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律に伴いまして、墓地・埋葬等に関する法律の一部改正による権限移譲でございます。逗子市市民参加条例第7条第3項に基づきまして、事前に審査会へ諮ることができなかったため、事後の報告とさせていただくものでございます。

策定までの市民参加手続につきまして、提出されました資料に基づきまして説明させていただきます。先ほどの法律の施行が平成23年8月30日でございます。条例案の作成を内部でいたしまして、こちらは平成23年の11月に条例案が内部で策定されました。それを受けまして、条例案のパブリックコメントを平成23年12月12日から平成24年1月13日まで行いました。これについては22名の方から延べ80件にわたりまして意見が出されております。それと並行いたしまして、条例案の市民説明会、こちらを平成23年12月17日（土）に開催いたしました。こちらの参加者は20名となっております。次に、関係団体ということで仏教会のほうに説明会を開催しておりまして、こちらは平成23年の12月21日に参加8名ということで開催いたしました。市議会のほうへは平成24年第1回市議会定例会に提案いたしまして、3月21日に議決をいただき

ました。平成24年の4月1日に条例のほうを施行している状況でございます。

以上、簡単でございますが説明を終わらせていただきます。

【今井委員】 ほかのパブリックコメントに比べて意見が多いですね。要はね、22人で80件が出たというのはなぜなのかという理由を私としては聞きたいんですよね。というのは、墓地というのに対する関心というものがそれだけ高いという理由だけなのか、あるいは何か、逗子に既にこれに関連する案件があって、それについて非常にその近隣の人が強い関心を持ってこういう結果が出たのか。そのあたりのからくりみたいなものがあれば聞かせていただきたいと思うんですけど。

【島貫社会福祉課長】 後段御指摘のあったとおりでございます。沼間地区というところで、とある方が土地をお持ちのところに墓地をつくりたいということで相談がありまして、実際に手続も一部入ってございました。その中で、権限移譲、スケジュールの中でそもそも神奈川県が許可をするというところから、逗子市が今度は許可をするということになりまして、条例を策定することになりました。そういう状況の中で市民の方は大変関心を持ちまして、こういった意見がたくさん出されてきたという状況でございます。

【今井委員】 このパブリックコメントだけを見ると、非常に激しい意見があるように見える。市民が何でこういう意見を出したのかなということが一つ疑問でした。

それともう一つは、これ読むだけだと、極端に言うと、県が逗子に押しつけてきたのではないかという気もしたのですが、いかがですか。

【島貫社会福祉課長】 権限移譲のそのタイミングというのは、この実際の計画があるなしにかかわらず、今回この法改正に伴って4月1日になっています。

【今井委員】 ここに書いてあるとおりですね。

【島貫社会福祉課長】 はい。たまたまそのタイミングと具現化していた計画というものがちょうどクロスしたわけです。当然のごとく許認可が市に移ることになれば、市民の方からすれば条例をつくって私どもが許可をするわけですから、その条例に対する具体的な思いは非常に強かった。その結果がこのパブリックコメント、意見されたものに反映されていると思います。

【出石委員】 若干補足みたいになってしまうんですけども、もともとこれは公衆衛生の関係の墓地埋葬法という法律を受けたものなので、もともと都道府県の許認可だったんですね。ところが、これ生活環境に直接かかわる、端的に言えば墓地は迷惑施設なんですね。だから、もう実は法改正の前から一部の県では市町村に権限移譲しているんですよ。千葉県なんてもう随分前から全市町村に権限移譲した。それを法律が後追いしたんですね。とりあえずこれは市だ

けですね、町村は入ってなかった。それで、私が思ったのは、確かに具体例があるからこそさまざまな意見が出ているんですが、これ見た限り非常に高いレベルの意見が出ているんです。墓地の永続性とか、そういった観点で特に出ています。もうまさに墓地埋葬法をよく知っている方が意見を出されたので、単に規制を厳しくしろだけではなくてね、大変いい意見が出ていると思います。さらに評価できるのは、数えたら条例に16カ所反映させているんですね。これには2つ意味があります。市民の意見を踏まえて取り入れているというのはいいけれども、一方で十分検討してきたというのが裏であるんですよ。これは批判ではないですが、そういう裏面もあるということは申し上げておきたい。ただ、全体的にはこのパブリックコメントを反映しているというのは、姿勢としてはすばらしいものがあります。

【秋谷副会長】 ありがとうございます。

続きまして、生活安全課から、9番、10番をお願いいたします。

【高橋生活安全課長】 引き続きよろしいですか。まず9番のほうの第9次逗子市交通安全計画について簡単に御説明させていただきます。

この計画は交通安全対策基本法の規定に基づきまして、市の交通安全計画を5カ年ごとに策定するもので、平成23年の4月に第9次神奈川県交通安全計画策定に伴いまして、神奈川県下市町村は計画を作成することになっていたため、県計画に基づいて作成をしたところでございます。資料として提出させていただいたスケジュールのとおり、平成23年の5月から計画案の作成作業を開始いたしまして、関係機関、庁内も含めてですけれども、この意見に基づいて意見があるかどうか、あるいは逗子のほうの素案をつくるに当たっての内容の検討というものをしてまいりました。意見としては、第2回交通安全対策協議会等に素案ができた段階で意見を求めたところでございます。

また、パブリックコメントを平成24年2月1日から3月1日に実施いたしまして、特段意見の提出はございませんでした。また、パブリックコメント実施期間中の2月9日に市民説明会を開催いたしました。市役所5階会議室、6時からで、2名の参加がありました。幾つか質問等はございましたが、実際に意見の　　ということは特にありませんでした。実際にその意見等を踏まえまして、平成24年3月、計画を策定する運びになったということでございます。以上です。

【秋谷副会長】 何か御意見ございますか。

【出石委員】 1点確認ですけれども、逗子市交通安全対策協議会というのは、公募市民が入っていないので、市民参加ではないということですか。

【高橋生活安全課長】 実際に公募の市民というのはないんですけども、小学校の校外委員さんが市民の代表のような形で入ってきておりますので、そういう意味では結構意見としてはいただけるというふうに考えて名簿をつけさせていただきました。

【出石委員】 ただ、公開ないから別にやはり別の手段として説明会を実施したということですか。

【高橋生活安全課長】 はい、そうですね。

【出石委員】 はい、わかりました。

【秋谷副会長】 よろしいですか。

じゃあ、引き続きお願いします。

【高橋生活安全課長】 暴力団排除条例に関しまして説明をさせていただきます。神奈川県暴力団排除条例が平成23年の4月1日に施行されまして、神奈川県下の市町村においても県条例を補完するべく、条例制定に向けて協力依頼がございました。資料として提出したスケジュールのとおり、平成23年の3月下旬に条例案を作成いたしまして、パブリックコメントを4月1日から5月1日の1カ月間実施いたしました。市民説明会もその期間中の4月19日の夕方6時から市役所の5階会議室で実施いたしまして、4名の参加がございました。実際に、逗子市防犯推進連絡協議会というものが、逗子の中でも協議会がございまして、そこでも一応暴力団排除条例に関する概要説明をしているところです。こちら公募市民は特にございませんので、参考につけさせていただきました。

パブリックコメントを実施したところでは意見の提出は特段ございませんでしたので、6月議会に上程し、議決されたところです。実際に条例の施行に当たっては平成23年の10月1日に条例を施行いたしましたが、それにあわせて市民に全戸配布しました。また、市民祭りが10月16日、施行後にありましたので、そのときにもあわせてチラシを配布したところでございます。以上です。

【秋谷副会長】 公聴会に集まった4人の方というのは市民ですか。

【高橋生活安全課長】 市民です。あとは、条例を全戸配布した後に市民から幾つかお問い合わせはいただきました。逗子に暴力団の組織があるのかどうかとか、そういう具体的などころの問い合わせがいくつかございました。

【秋谷副会長】 何かございますか。

【出石委員】 少しお話ししておくと、これはすごく重要な条例ではあるんですが、パブリックコメントが0件だとか、あるいは説明会に4名という結果になっているのは、市町村が定め

る暴力団排除条例、市役所の中での暴力団の関係についてのものであるからですよね。この条例は市で暴力団に契約を発注しないと、そういう条例なんです。都道府県の条例のほうは民間活動まで全部かかわってきます。だから神奈川県暴力団排除条例であれば、いろいろな企業に影響が出ます。何か便宜を与えたらその企業は最終的に勧告されるよとかね。実は基本的に市条例は中だけなんです。県が全部網羅しているから、仕方がないんです。だから意見が出ないのは別に大きな問題ではないのだろうと思います。

【秋谷副会長】 なるほど。ありがとうございました。

最後に、市民協働課からお願いします。

【須田市民協働課副主幹】 すみません、須田ですけれども、よろしく申し上げます。それでは、逗子住民投票条例の改正について報告いたします。

この案件につきましては、今年の3月23日のこちらの制度審査会に諮問させていただいた案件でありまして、計画としてはパブリックコメント、それから附属機関の審議会等ということで、2つの方法をとっています。内容としましては、まず諮問の中で地方自治法の改正に伴って、住民投票条例第4条に規定する住民投票請求のための書面に関する手続等の取り扱いについて、2点目といたしまして、外国人登録制度の廃止及び住民基本台帳法の改正等に伴う逗子市住民投票条例の取り扱いについてということで、2件諮問させていただきまして、実際に改正を必要としたのはこの2の外国人登録制度の廃止及び住民基本台帳法の改正等に伴って改正をいたしました。その結果、4月の16日付で逗子市市民参加制度審査会から答申をいただきまして、基本的には改正に当たってはこちらの市のほうの改正案でいいということで、修正なしとの答申をいただきました。

それを受けまして、前後はしてしまうんですけども、今年の4月2日から5月2日まで、パブリックコメントを実施いたしました。実施方法としましては、「広報ずし」、市のホームページ、それから案の閲覧場所としては市役所及び公共施設ということで実施した結果、意見としては1件の意見が提出されました。意見の内容としましては、資料にあるんですけども、「この住民投票条例の一部を改正する条例案に賛成します」とだけ書いてある御意見をいただきまして、それを受けまして、6月議会で議決を得た後、7月9日施行ということで現在運用しております。以上報告といたします。

【出石委員】 これは、今井委員と玄委員がまだいらっしゃらなかった、この会で議論した案件で、住民基本台帳法が変わって外国人が住民登録される話なので、外国人に逗子市における住民投票の投票資格あるいは請求権を与えるかどうかということだったですね。確認というか、

聞きたいんですけど、議会でどんな質問がありましたか。

【須田市民協働課副主幹】 実はこの関係で住基法の改正の案件で2件条例改正が出まして、実はその2条例を一つの改正条例にまとめたものを一括審議ということで提案をしていきました。

【福本課長】 委員会に付託せずに即決でした。

【須田市民協働課副主幹】 即決です。

【出石委員】 何もしですか。逗子らしいですね。

【須田市民協働課副主幹】 常任委員会に付託せずに即決ということで議決されましたので、質疑は特にありませんでした。かなり用意はしてあったんですけども、会派で説明もしたんですが、結局本会議での質疑はなしということでした。

【今井委員】 つくったのを読ませていただいたけど、すばらしいものね。私はそのままで賛成だというわけで、パブリックコメントも内容的にね、書いてあることもいろいろ読ませていただいたけど、思想的なものとか哲学的なものとかというのを、私はすごくいいこと書いてあるなど正直なところ思いました。特にここに書かれている指針をつくっていくまでの過程の住民基本台帳の改正趣旨というのを、外国人住民理念の増進とか、市町村の行政の合理化とかでというようなことも背景として書かれていますよね。そのようなことも含めて、ものすごくいいことが書いてあるなど感心しました。

【出石委員】 ある意味、意見があまり出ないとか、議会で、本会議で即採決するというのは、それ賛成しているからなんですよ、皆さん。ちなみに、なぜ聞いたかという、大阪の岸渡部市なんか、多分これやると大反対になる。地域の事情が全然違うということです。今回の結果は逗子らしい、ですね。

【秋谷副会長】 鎌倉はまだですか。鎌倉市の人にこの話を聞いたら、たしか鎌倉はまだそんな話は出てないということでしたが。

【今井委員】 特に私は、池子を持っている逗子でこういうような結果になったということについて、非常にうれしい思いであります。

【須田市民協働課副主幹】 住民投票条例自体、つくっているところが少ないです。この条例がない。

【秋谷副会長】 鎌倉の方は、逗子市はすごく進んでいるなどおっしゃっていましたね。

はい、ありがとうございました。

【福本課長】 本日の審査会のメインの案件が以上で終わりました。ありがとうございます。

これにつきましては、いつもですけれども、事務局できょうの皆さんの意見を踏まえ、結果としてまとめます。それに当たりましては、案をつくりますので、また皆さんとのやりとりということで内容の確認をお願いしたいと思います。そのための資料としまして、皆さんにあらかじめお配りしました、案件がついてコメントを書く用紙があります。後ほど御提出をお願いしたいと思います。市民協働課へお送りください。ただ、案としてまとめるためのベースになりますので、できればなるべく早く、例えばもう今週中ですとかにいただけると助かります。

次に、6番のところでも市民参加制度審査会での指摘事項の対応状況の報告とあるんですが、これ以外にあと2つほど案件として、報告事項、相談事項とあるんですが、追加させてください。住民投票条例の改正についてですが、ただいまの案件の中で出てしまっておりますので、7月9日に施行されているということで御報告申し上げます。

あと、もう1件が指定管理者制度の活用についてということで、これ市民参加制度の中でどうとらえるかといったことについての御報告をしたいと考えてございます。ですので、実質2件、指摘事項の対応状況の報告、指定管理者制度の活用についての御相談といったことで、この後お時間をいただきたいと考えているところです。

(休 憩)

(再 開)

【福本課長】 では、副会長、よろしいですか。

【出石委員】 一点だけ先にいいですか。おわび申し上げます。先ほど冒頭に事務局の福本課長から、きょうの進め方についてあったときに、私がちょっと指摘をした点についてです。初めての方がいたので申し上げたんですが、実際やってみて、同じ案件で平成23年度に市民参加してきたこと、つまり調査書3、それから続いてこの今年度やる予定の調査書1と続いたほうがわかりやすかったです。すみません、ちょっときつ目に申しましたが、それはおわび申し上げます。大変失礼しました。

【福本課長】 ただいま配った資料の案件でございます。これは今井委員が就任される前の審査会で、市長に意見書という形で提出いたしましたことについての、市の対応についての考え方をまとめたものです。所管としては市民参加の対象としないと判断したことを、一方、審査会の考え方として、いや、それは対象とすべきだといったようなことが内容でございます。それを意見書という形で市長にいただいたところでございます。意見書そのものは先日、今井委員に事前の説明のときにお配りしていますので、ごらんになったかと思うんですが、この対象計画につきましてはその中の意見について、一つ一つに対しての市の考え方を示したものです。

市はこういうふうに進めていきたいと考えてございますので、審査会でもしこれについての何か意見ですとか、いただけるのであればいただきたいといったことで今回説明しているものです。

まず、意見の本旨についてということと、あと附帯意見として1、2、3といったことで、大きく4つのことを意見としていただいているところです。まず、意見本旨についてどういった意見が出たかといいますと、「今回の当該案件に係る一連の手續に関して深く反省を促すとともに、市当局に対して全職員に市民参加制度の趣旨を理解・遵守させて、適正に市民参加制度を運用することを強く要望する」こういったことを意見の本旨としていただいたところでございます。これに対しまして、市としては2つのことを考えています。一つが、主に管理職、中堅職員を対象とする定期的な行政課題研修会の開催です。これは平成24年度、今年度につきましては秋ごろをめどに開催をしたいと考えています。今後、年1回程度、市民参加制度といったことをテーマに研修会をやっていききたいということでございます。これはかつて2度ほど出石委員に講師として研修を行っていただいたところでございますが、昨年等は実施しておりませんので、また改めてこういったことでやっていきたいと思えます。2つ目が、新人職員を対象とする市民参加の意義に関する研修の実施です。これは年1回、新人研修の機会がございますので、その中で市民参加といった観点での研修を実施していききたいということでございます。平成25年度からの実施ということで考えているところでございます。

続きまして、附帯意見①についてです。「市民参加条例の所管課である市民協働課は、審査会に諮問の上、いかなる状況においても正確かつ円滑に条例運用が図れるように、例えばマニュアル、ガイドライン等を作成するなど、条例の運用面での改善措置を早急にとること。」、こういった意見でございました。これに対して2つのことを考えているところです。まず、市民協働課によるガイドライン案の整理、作成です。平成24年度内に実施をしたいと考えているところです。それをベースにしまして、審査会による市民協働課案に対する審議等を行っていただきます。こういった手續を経て、平成24年度、25年度の2カ年度で各種ガイドライン等の整備をさせていただきたいと考えているところでございます。市民協働課でベースになるものをまずは考えなければならないということで取り組んではいるんですが、なかなかきちんとしたものがまだまとまっておりません。次回以降、お示しをしていきたいと考えているところです。

次に附帯意見②についてです。「市民参加条例の運用に関して、次回の審査会を待たずに「市民参加の対象としない事項」との判断が必要な事案、及び明確に判断しがたい事例につい

ては、その都度、審査会会長に相談し判断してもらえるような態勢を審査会に設けること。」、これにつきましては審査会長に連絡・相談するためのマニュアルを整備しようと考えているところです。平成24年6月30日、先月の末までにやろうということ考えていたところでした。内容としましては、連絡・相談手続の確立、連絡相談票用紙の作成ということです。これにつきましては添付していますあと2枚がそれに該当いたします。これは後ほど説明いたします。

附帯意見③は「施行後5年以上を経たこの時点で、市民参加条例そのものの見直しが必要であるかを検討すること。」ということでした。これにつきましても2つのレベルで取り組みたいと思っております。1つ目は課による検討です。平成24年度に市民参加の手法の課題の整理、運用上の課題と制度上の課題の整理をしたいと思います。運用上の課題につきましては基本的にはガイドライン、マニュアル等で整備されるものというように理解しているところです。制度上の課題がいわゆる条例改正等のその手続の中で判断される、検討されているといったことです。この検討を受けまして、2つ目として、平成25年度に審査会での審議ということを取り組んでいただきたいと考えているところです。運用上の課題、制度上の課題の整理を行うこと、そして市民参加条例の逐条解説があるんですが、これはいわゆる条例案を市民の人たちに検討したときのその意見をまとめたものとしてつくられているものです。この審査会で運用していく中で、足りてない部分等も見えているというのがありますので、そういった観点からこれを改定していくことが必要だというふうにも考えておるところです。これを審査会での審議ということですので、具体的には市民協働課で文案をつくって、これでよろしいかといったような形でこちらに投げかけるといったようなことになると思うのですが、いずれにせよこちらの審査会の意見を聞いた上で改定をしていきたいと考えております。以上、意見書に対する市の考え方ということで御報告いたしました。

6月の末までに行うと言った附帯意見②についての件です。別紙2枚、裏表です。市民参加の対象となるかどうかについての事前判断の手続についてということで、まず流れを整理いたしました。複雑なものではありません。所管課からの問い合わせを市民協働課が受けたときに、まずは市民協働課で条例の解釈をします。そのときに明確なものは所管課でその場で回答したいと思います。明確に判断しがたかった場合については、無理やり判断することは避けまして、審査会会長に連絡をとり、御回答をいただくということにします。その回答自体は基本的には会長窓口で行いますが、会長の判断で回答が返ってくるものもあるのかないのか、それはやってみないとわからないんですが、必要があれば会長と各委員との中で連絡をとっていただいた上でお返事をいただくといったことを考えるところです。

そのための連絡相談票として、最後のページのものを用意いたしました。あくまでも案ですので、使っていく中でもしماずいところがあれば直していきたいと考えているところです。一番上の欄、真ん中の欄、一番下の欄ということで、3段階になっておりますが、一番上がまず案件を抱えている所管課が案件の内容を記入するところです。それに対して市民協働課はこう考えるというコメントを記入します。ここまで記入されたものを審査会会長に送付をしまして、先ほど言ったような段取りで、対象とする、あるいはしないといったことの御判断をいただくといったようなことを考えているところです。

以上です。もし御意見等があれば、よろしくお願ひいたします。

【出石委員】 まず1点は、この今のフローといいましょうか、連絡・相談の関係ですが、2枚目、このフローチャートでいうと、問題が所管からの問い合わせの矢印が出ない可能性が高いと思います。きょうの案件も多分そうです。ということは、所管課は要らないと勝手に判断して、それでここに持ってきているわけですね。

私が委員になってから、こういうことをこれまでもう3度やっているんですよ。つまり、所管課はもう要らないと勝手に判断している。そのときに、この矢印が迷ってくれて、ちゃんと条例を意識してくれていればこの矢印が出るんですけど、言い方が悪いんですけど、条例を意識していないんです。だから、むしろこれはこれとしていいんですが、例の2号の様式、調査書2、これが出てきたときに、その段階でこの手続をとると考えたほうがいいと思うんですよ。2が出てきたときに、要するにそれが問い合わせと思えばいいんです。問い合わせに準じてしまうというのはいかがでしょうか。

【福本課長】 調査書2は、基本的に1、2、3は全部そうですけども、審査会が開かれますといったことのアナウンスをして、いついつまでに出してくださいということで所管が出してくるんですね。そうすると、所管によってはきちんと考えてくれて、どうなんだろうというふうに質問をしてくる。そういった場合には今、出石委員が言われたような2の様式で出してくれということで多分可能だと思います。あとは、そうではなくて、その審査会のスケジュールとか関係ない段階で聞いてくるのがよくあります。審査会を何らかの事情があって待てないということなんですね。突然の事情があってこれをやらなければいけなくなったんだけど、どうなんだろうといったようなことが実は過去にも何回かありまして、そういった場合には、やはりその確認をしなければいけないんですが、そのときにも今言われた、調査書2で代用してしまうんだということも、考えとしては可能なのかもしれないですね。それはあくまでもこの用紙の話ですので、調査書2と今回これを用意したのと、もう一度比べて見て、いわゆる書

面で確認行為をするのにどれが一番ベストかということで、用意をさせていただくということ
でよろしいでしょうか。

【出石委員】 全く構わないんですが、要は所管からの問い合わせが、所管課が迷ったときだ
け出るのではなくて、ある程度システムチックに出てくるというか、少なくとも相談が市民協
働課に入らないと、要はこの前のように、条例も制定してしまいました、改正してしまいま
したということになってしまうんですね。そこをだから助ける必要があるのではないでしょ
うか。

【福本課長】 そうですね。そういった意味ではやはり意識の問題、同時にその知識として植
えつけるということが当然必要になりますので、研修といったことを充実させていくとい
うことが絶対必要なことだと考えているところです。

【今井委員】 先生は意識しないことが問題だって言われたけど、事情によって緊急性を要す
るとか、役所の仕事というのはいろいろなことがあると思うから、私そこは理解しているつ
もりなんだよね。

ただ、市民参加しておかしな方向に行くからやらないという状況になることについては懸念
している。市民はむしろ本当に緊急を要するのであれば、わかってくれるような気がするん
だよ。話違うかもしれないけど、池子問題で平井市長が盛んに市民に文書を出して、僕はかなり
それで逗子市民、理解が進んだというふうに思っている。ああいう形のことをむしろすべきだ
と僕は思っているんだ。それが本当に市民の参加というか、市民を大事にしてくれているとい
うことではないかと思います。理想論を言うようだけど、うるさいかもしれないけど、そうい
うふうに思っている。きょうだって、随分丁寧にやってくれていることも多いわけですよ。だ
けど、課や部によっては、骨抜きとかあるいはガス抜きみたいにすればいいんだなんていう意
識があるんだとしたら、やっぱりせつかくいい制度があるのが持ち腐れのような気がする。生
意気かもしれないけど、私は最初にそういうふうに思って、審査会に参加したいなと思った。

【出石委員】 実際おっしゃるとおりで、きょうのが一番わかりやすい例なんですけど、要は、
どうもこれはまさに最初の意見本旨の部分なんです。まず、条例をわかってない、市民参加条
例に違反しているという意識がない。市民参加条例の認識を持ってないんですよ。多分自分
のところの所管の法律のほうが重要、あるいはほかの自分のところに持っている条例が重要、市
民参加条例なんて知らないんだと思うんです。条例違反するというのはどういうことかを、ち
ゃんと理解すべきということなんです。それから、条例をわかっていない、中身をわかってい
ない。だからこそ、強い要望として、この研修に河川下水道課長とその部長を絶対に出させて
ください。絶対に。何があってもです。一番前に座らせて、私が講師やるんだったら一番前に

座らせてやらせます。私じゃないほうがいいと思いますけどね。何かというと、今、半分冗談に聞こえたかもしれないけど、実は、最初私がこの研修で市民参加条例やったときに、市長も出ているんですね。市長がきちんと一番前で聞いて質問しているんです。ところが、部長なんかいないです。その姿勢からして特に問題は部課長なんですよ、そういうところを認識すべきですよ。

あとは、余談ですけども、国が自治体に権限をゆだねたことを全然わかってない。だから、言い方悪いけど、あなたたち市役所の職員なんですかと言いたくなってしまう。それは市民参加条例もそうだし、多分やらされている、市民参加条例がやらされている、地域主権改革による権限移譲もやらされているかもしれないという意識を変えなければだめ。だから、多分市民参加条例の研修よりも、その辺全般にやったほうがいいんじゃないかと私は思います。すみません、言い過ぎましたけども。皆さんに言ってるわけじゃありません。

【福本課長】 よろしいでしょうか。会長が特にいらっしゃらないので、この件については会長がそういった意味ではかなり重責を役割として大きいと思いますので、玄委員等含めまして、また改めて個別に御報告をしていきたいと思えます。

では、もう一つ、指定管理者制度の活用についてということで、御意見をいただきたいと思えます。

これは地方自治法にきちんと位置づけられている制度でして、例えばこの施設を例に話しますが、ここには我々職員、市民協働課の職員がいます。市の職員がここを管理して、使って、いろいろな事業をしています。この館を維持するにはいろいろな業務があります。例えば、掃除であるとか、あるいは地下プールの監視業務といったような業務があるんですが、これを委託することというのは従来からやってきたところなんです。現在もプールの監視業務というのは民間の会社が受けています。また、ここをメンテナンスしてる、掃除しているのはやはり民間の会社です。そして我々はここで仕事をしているということです。指定管理者制度はそういうところだけの単なる業務の委託ではなくて、いわゆる行政が持っている、例えばここでいくと会議室の使用は市民から申し込みを受けて、それを市で許可をして使ってもらっているんですね。そういった権限は先ほど言ったそのプールの監視業務だとか、そういう運営する会社の方がやっているものではないんです。あくまでも市が直接そこはやっている。そこも含めて、民間に委託をするというのが指定管理者制度なんです。そういった意味では、民間ではあるんだけど、市から一定の権限を受けて市役所と同じような働き方をする、市民に対しての効果を及ぼすことをやるというのが指定管理者制度でして、そういった意味では指定管理者

のオリジナルの考え方で、例えばこちらのセンターを運営するようなことも可能となる制度です。

この件につきましては自治法という法律の中に制度として用意されているので、それを採用するかしないかは、各自治体、各施設に応じて判断をされています。逗子市はこれに関して、いわゆる行政改革の方針の中に、各施設において指定管理者の導入を図っていくんだという基本的な考え方が示されているところです。御相談は、各施設のその指定管理者の導入に当たって、市民参加の対象とするかどうかといったことです。

この件に関しては、きょうの下水道の案件でもそうなんですが、純粹に条例の第7条の第1項の各号に該当するかどうか、市民参加の案件の対象となるかどうかといったことの判断をすることになります。一応市としましては対象とはならないと判断しているところです。市民参加が必要なものについて、条文を参照しますと、1つ目が市の基本構想、基本計画、その他市の基本的な事項を定める計画、基本方針の策定云々ということです。これは指定管理者の導入というのはそういったものではないということですね。先ほど説明したとおり、施設の維持管理、運営等について市民団体含めてそういった形で運営をしていんだということですので、ある意味、計画策定ではなくて、そういった考え方のもとに実際に行われる、採用される事務執行の例というふうに考えているところです。これについては、行政改革基本方針に定めており、指定管理者の制度の導入はこれに基づいた事務執行であると考えています。

次に2つ目、市民に権利を与え、または義務を課し、もしくは市民の権利を制限する条例の制定及び改廃です。指定管理者制度は条例にその旨を書かなければいけないんですが、それはあくまでも指定管理者制度をやるに当たって手続的に伴うものだという解釈ですね。その結果、市民の権利・義務関係が特に変わるものではないといったことによって、これにも該当しないだろうと考えているところです。

3つ目が、市民生活に重大な影響を与える制度の導入及び改廃ということです。指定管理者制度そのものは、先ほど説明したとおり地方自治法の中に定められている制度でして、市はそれを要するに活用するかどうかということです。市が新たに制度をつくるものではないということがあります。また、この指定管理者を市が活用する場合に、その対象となる施設のあり方に大きな変更があるかということなんですが、施設の設置目的そのものは基本的には変わるものではございません。こちらの施設を仮に指定管理するとしても、条例に定めている施設の設置目的を変えるものではなく、あくまでも行革等の発想のもと、より中身が充実する、あるいは、場合によってはもしかするとより安く事業が運営できるといったような成果が得られ

るということですので、施設の目的、そこで得られる成果自体は基本的には変わらないといったことですので、この号にも該当しないと考えます。

4つ目の、主に市民が使用する公共施設の設置に係る計画等の策定または変更で、これにつきましては建設や改修等に係る基本計画、基本設計等を想定している号ですので、これにも該当しないとといったようなことで、以上の結果、市民参加条例の対象とはならないというふうに考えておるところです。

簡単に言ってしまうと、指定管理を使う、使わないにかかわらず、要するに、館の運営方針がどこが運営するにせよ、もともとあるということですね。そのもとの、では指定管理者のほうで運営してくださいというのか、あるいはそれを市が直接運営するのかといったことですので、あくまでも実現するための手法の一つにすぎないといったふうに考えておるところです。そのようなことから、今後、各施設で指定管理の導入に向けた検討を進めていくんですが、市民参加の手続きは踏まないのでもいいのではないかとというふうに考えているところでございます。

【出石委員】 若干違和感がありますね。

【秋谷副会長】 私もそうですね。市民として何か違和感がある。

【出石委員】 制度の導入でしょう。指定管理者制度をこの施設に使うんだ、それは導入ですよ。だけど、市民生活に重大な影響を与えるというのがついています。それに当たるかどうかですよ。要するに、民間に指定管理をした結果、それが大きな影響を与えないのであれば僕は対象にしなくていいと思います。ただ、すべてが同じではないと思います。例えば施設の利用料金については必要でしょう。今、使用料を市が運営して市が使用料を取っている場合に、もし条例で利用料金が変わるならば、これは多分指定管理の話ではなくて、それ自体についての市民参加を行う必要があるでしょう。僕は、指定管理だからいる、いらぬとかではなくて、その案件ごとではないのかなと思います。

【福本課長】 わかります。そうですね。つまり、条例に係る設置目的を少し拡大することであれば当然対象になってきますけども、それがなくても、条例の範囲内で、例えば開館時間が短縮するだとかというようなことですよ。

【今井委員】 今のことを私なりに理解すると、指定管理者を決定すること自体は条例の対象にならないかもしれない。だけど、指定管理者のする行為については市と同じことをやる限り条例の対象になるだろうというふうに思うんですけど、出石先生のおっしゃった言い方で言うと、指定管理者をだれにするかということについてはならないかもしれないけど、指定管理者がする行為、一つずつの行為は市のかわりにするから条例の対象となるということでしょう。

さっきの話聞くと、市の代理行為的なことがあるわけだから、その行為自体は逆に言うと僕は市民参加の制度の対象になるような気がする。なぜかという、市の代理者として行う行為だから。

【福本課長】 代理という言葉で言えば、そういったことにはなりますが、基本的にはいわゆる経常的な運営をしていくということになります。つまり、我々、市民協働課が1階の打ち合わせスペースのソフトを提供していますが、それを指定管理者がやっていくという形になるわけで、そのあり方が問題となってくるわけです。

【今井委員】 例えば料金を上げる、変えるとかというような、さっきのお話のようなことになると、市がやるとしてもそれは市民参加にかけなければだめだよね。僕が言っているのは、重大な影響を与えるからというのと同じようなことを指定管理者がやる場合だよ。そういう行為は、ただ毎日の行為がかかるというのではなくて、そういう行為をする場合は逆に言うと市と同じように対象にしないとおかしいのではないかという気がしました。

【福本課長】 わかりました。出石委員が言われたみたいに、その指定管理だからやるとかという話ではなくて、まずはそれを使うことによって何か市民に具体的な影響が出るのであればまずはやるべきであって、まずは案件ごとに判断することが必要ということでしょうか。

【今井委員】 そういうことだと思います。

【福本課長】 指定管理を導入した後でも、そこで市との協議の結果、何か解決することってできるんですが、そのときにやはり市民に影響があるものについては市民参加の手続を経てやるべきだと、こういった御意見でよろしいでしょうか。

【出石委員】 真っ当じゃないですけどね。要するに、影響があるかないかだと思いますよ。

【福本課長】 横浜市も指定管理者が入っていましたが、やはり市が、開館時間が短縮のときにはパブリックコメントやっていましたね。よくわかりました。では、そういった考え方で整理させていただきたいと思います。はい、ありがとうございました。

ここでの意見としていただいたことについては、書面に残さないと、また考え方がどんどん変わってしまいますので、文書にいたします。それをまたいつものように御確認をしていただいた上で、市でそれをもとに運用したいと思います。よろしく願いいたしたいと思います。

では、最後に、森本から一言ごあいさつさせていただきます。

【森本担当部長】 きょうは長い間、審査をしていただきありがとうございました。また、出石委員から、理解の認識の違いである等、説明をよくしていただいたんですが、理解をいただ

いていないのではないかと思うような発言もありましたので、こちらのほうも個別を含めて対応します。また、最後に発表いたしました意見書に関する対処の計画という中の1番目の意見、本旨についてというところでありますように、管理職を含めた職員に対しての研修など、これが秋以降ということで間に合わなかったのは申しわけなかったんですけども、対応をしていくような形で考えておりますので、もうしばらくお時間をいただければと思います。

それとあと、また意見に対する対処計画の中でも1番、2番、3番とまだ課題が継続されておりますけれども、これにつきましても整理をして、マニュアル、ガイドラインの作成を、また次回までには整理して、職員にもわかりやすく理解をしてもらえるような形で努力をしていきたいと思っておりますので、これからもよろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

【福本課長】 長時間ありがとうございました。